

# 官報号外

昭和五十六年五月二十九日

## ○第九十四回 参議院会議録第二十一号

昭和五十六年五月二十九日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第二十一号

昭和五十六年五月二十九日

午前十時開議

第一 國際電気通信衛星機構の特権及び免除に

関する議定書の締結について承認を求めるの件

第二 条約法に関するウイーン条約の締結につ

いて承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 業務災害の場合における給付に関する条

約(百二十一号)付表I(職業病の一覧表)の

表の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 昭和四十四年度以後における農林漁業団

体職員共済組合からの年金の額の改定に

関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 自動車事故対策センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 放送大学学園法案(第九十三回国会内閣提出衆議院送付)

○本日の会議に付した案件  
議事日程のとおり

國際電気通信衛星機構の特権及び免除に関する議定書の締結について承認を求めるの件

この議定書は、國際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定に基づき、インテルサット、その職員、インテルサット加盟国の代表等が享受する特権及び免除について定めたものである。我が国がこの議定書を締結することは、インテルサットの任務の能率的な遂行に資するとともに、我が国とインテルサットとの間の協力を推進する見地からも有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用  
別に費用を要しない。

この議定書は、國際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定第十五条(c)が同協定の締約国(インテルサットの本部が領域内に所在する締約国を除く。)による特権及び免除に関する議定書の締結について規定していることを考慮し、この議定書に規定する特権及び免除の目的は、インテルサットの任務の能率的な遂行を確保することにあることを確認して、次とのおり協定した。

第一条 用語  
この議定書の適用上、(a)「協定」とは、一千九百七十一年八月二十日にワシントンで政府による署名のために開放された國際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定(附屬書を含む。)をいう。(b)「運用協定」とは、一千九百七十一年八月二十日にワシントンで政府又は政府の指定した電気通信事業体による署名のために開放された協定(附屬書を含む。)をいう。

(c)「インテルサット協定」とは、(b)に規定する協定及び(b)に規定する運用協定をいう。

(d)「インテルサット加盟国」とは、自国について協定の効力が生じている国をいう。

(e)「インテルサット署名当事者」とは、インテルサット加盟国又はインテルサット加盟国の指定期定した電気通信事業体であつて、自己について運用協定の効力が生じているものをいう。

(f)「締約国」とは、自国についてこの議定書の効力が生じているインテルサット加盟国をいう。

(g)「インテルサットの職員」とは、インテルサット事務局長並びにインテルサット事務局

審査報告書  
國際電気通信衛星機構の特権及び免除に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月二十六日

参議院議長 德永 正利殿 章

議定書の締結について承認を求めるの件  
國際電気通信衛星機構の特権及び免除に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

この議定書の締約国は、  
國際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定第十五条(c)が、同協定の各締約国(インテルサットの本部が領域内に所在する締約国を含

一、委員会の決定の理由

する反訴

務に対する事実上の課徴金にすぎない税については、適用しない。

の常勤職員で恒久職員及び一年以上の一定の任期を有する職員をいう。ただし、インテルサットの部内の役務に従事する者を除く。

(b) 「加盟国の代表」とは、インテルサット加盟国を代表する者で、代表团の長、その代理及び隨員をいう。

(i) 「署名当事者の代表」とは、インテルサット署名当事者を代表する者で、代表团の長、その代理及び隨員をいう。

(j) 「財産」には、所有権の設定の可能なすべてのもの（性質のいかんを問わない）及び契約に基づく権利を含む。

(k) 「文書」には、インテルサットが所有し又は保管するすべての記録、信書、書類、原稿、写真、フィルム並びに光学的及び磁気的記録物を含む。

第一章 インテルサットの財産及び業務

第二条 文書の不可侵

インテルサットの文書は、所在地のいかんを問わず不可侵とする。

第三条 裁判権からの免除及び強制執行の免除

1 インテルサットは、インテルサット協定の認める活動の範囲内では、裁判権からの免除及び強制執行の免除を受ける。ただし、次のものについては、この限りでない。

(a) インテルサット事務局長が明示的に裁判権からの免除又は強制執行の免除を放棄した特定の事例

(b) 商業活動

(c) インテルサットが所有し若しくはインテルサットのために運行される自動車その他の輸送手段により引き起こされた事故による損害について第三者の提起する民事訴訟又はこれらの自動車に係る交通犯罪

(d) インテルサットがその職員に支払う給料その他の給付の司法当局の決定に基づく差押え インテルサットの提起した訴訟に直接関連

(f) 協定第十八条又は運用協定第二十条の規定に基づいてされた仲裁判断の執行

2 インテルサットの財産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、

(a) あらゆる形式の捜索、徵発、没収及び押収を免除される。

(b) 収用を免除される。ただし、公共の目的のため、かつ、公正な補償金が迅速に支払われることを条件として行われる不動産の収用については、この限りでない。

(c) あらゆる形式の行政上の強制及びあらゆる形式の暫定的な司法上の強制を免除される。ただし、インテルサットが所有し又はインテルサットのため運行される自動車その他の輸送手段に係る事故の防止及び調査に関連して一時的に必要とされる強制については、この限りでない。

第四条 財政及び関税に関する規定

1 インテルサット及びその財産は、インテルサット協定の認める活動の範囲内で、かつ、そのすべての国税及び財産に対するすべての直接課税を免除される。

2 インテルサットの購入する電気通信衛星で世界衛星組織に使用するため打ち上げられるもの並びにその構成部分及び部品の価格がこれらの価格に通常含められる税を含む場合には、当該税を課する締約国は、当該税の額に相当する額をインテルサットに対して減免し又は還付するため適切な措置をとる。

3 インテルサットは、世界衛星組織に使用するため打ち上げられる電気通信衛星並びにその構成部分及び部品の輸入又は輸出を理由として課される関税その他の税又は禁止若しくは制限を免除される。締約国は、これらの通関を容易にするためすべての適切な措置をとるものとする。

4 1から3までの規定は、提供された特定の役

務に対する事実上の課徴金にすぎない税については、適用しない。

5 インテルサットの所有する物品であつて3の規定に基づく免除の適用を受けたものは、当該免除を認めた締約国の国内法に基づく場合を除くほか、永久的であるか一時的であるかを問わず、譲渡し、賃貸し又は貸与してはならない。

第六条 制限

インテルサットは、その公用通信及びすべての書類の移動に関し、締約国の領域において、かつ、当該締約国が締結した国際条約並びに国際的な規則及び取極に抵触しない限り、郵便及びすべての形態の電気通信に係る優先權並びに料金及び課金につき、他の非地域的な政府間機関に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。インテルサットの公用通信は、通信手段のいかんを問わず、検閲してはならない。

第七条 第二章 インテルサットの職員

1 インテルサットの職員は、次の特権及び免除を享受する。

2 公的任務の遂行に当たつて権限の範囲内で行った行動（書面及び口頭による陳述を含む。）についての裁判権からの免除（この免除は、当該職員がインテルサットの職員でなくなった後も与えられる。）。ただし、インテルサットの職員が所有し若しくは運転する自動車その他の輸送手段により引き起こされた事故による損害について第三者の提起する民事訴訟又はこれらの自動車に係る交通犯罪でインテルサットの職員によるものについては、

(b) インテルサットの活動の範囲内における任務の遂行に係る公的な書類の不可侵

(c) 国民的服役義務の免除

(d) 入国情制限、外国人登録及び出国手続に関し

政府間機関の職員に通常与えられる便益

と同一の便益（これらの免除及び便益は、インテルサットの職員の構成員でその世界に属するものに対しても与えられる。）

(e) インテルサットがその職員に支払う給料その他の給付（インテルサットが支払う年金及びこれに類する給付を除く。）に課される締約国との所得税の免除。締約国は、他の源泉から得たて、インテルサットがその職員に支払う給料その他の給付を考慮に入れる権利を留保する。

(f) 通貨及び為替の管理に関する政府間機関の職員に通常与えられる待遇と同一の待遇

(g) 締約国の領域においてその地位に就く際に、当該締約国の法律の定める条件に従い、家具及び手回品（自動車一台を含む。）を關稅

その他の税關課徵金（提供された役務に対する支払を除く。）の免除を受けて輸入する権利並びに任務の終了の際に、当該締約国の法律の定める条件に従い、当該家具及び手回品を無税で輸出す権利

2 インテルサットの職員の所有する物品であつて1(g)の規定に基づく免除の適用を受けたものは、当該免除を認めた締約国の国内法に基づく場合を除くほか、永久的であるか一時的であるかを問わず、譲渡し、賃貸し又は貸与してはならない。

3 インテルサットの職員がインテルサットの社会保障制度の対象となつてゐる場合には、インテルサット及びその職員は、締約国の社会保障

制度に対するすべての強制的な拠出を免除される。もつとも、第十二条の規定により関係締約国との間で締結される取決めがある場合には、当該取決めによるものとする。この3の規定に基づく免除は、インテルサット及びその職員が締約国の法令に従つて当該締約国の社会保障制度に自発的に参加することを妨げるものではなく、また、締約国に対し、この免除を受ける職員に当該締約国の社会保障制度の下で与えられる給付の支払を行うことを義務付けるものでもない。

4 締約国は、インテルサットの職員について、その領域への入出国、その領域における滞在又はその領域からの出国を容易にするためすべての適当な措置をとる。

5 締約国は、1.(d)から(i)まで及び3に定める特権及び免除を自国民又は自國に通常居住する者に与えることを義務付けられない。

6 インテルサット事務局長は、この条の規定の適用を受ける職員の氏名を関係締約国に通告する。インテルサット事務局長は、また、1.(d)に定める免除を認めている締約国に対し、当該締約国の領域におけるいすれの職員の公的任務の終了についても遅滞なく通告する。

### 第三章 インテルサット加盟国の代表、署名当事者の代表及び仲裁手続に参加する者

#### 第八条 第九条

1 インテルサットが招集し又は主催する会合におけるインテルサット加盟国の代表は、その任務の遂行中及び会合地への往復の旅行中、次の特権及び免除を享受する。

(a) 公的任務の遂行に当たつて権限の範囲内で行った行動（書面及び口頭による陳述を含む。）についての裁判権から免れる（この免除は、当該代表の任務の終了の後も与えられる）。ただし、インテルサット加盟国の代表が所有し若しくは運転する自動車その他の輸送手段により引き起された事故による損害について第三者の提起する民事訴訟又はこれらの自動車に係る交通犯罪でインテルサット加盟国の代表によるものについては、この限りでない。

(b) 入国制限、外国人登録及び出国手続に関し政府間機関の職員に通常与えられる免除と同一の免除（この免除は、当該代表の家族の構成員でその世帯に属するものに対して与えられる）。ただし、いすれの締約国も、自國に通常居住する者にこの(b)の規定を適用することを義務付けられない。

(c) 入国手続に参加する者で前条3に規定する及び会合地への往復の旅行中、次の特権及び免除を享受する。

(d) インテルサットの活動の範囲内における任務の遂行に係る公的な書類の不可侵

#### 第十条 第十一条

1 この議定書は、千九百七十八年十一月二十日まで、インテルサット加盟国（インテルサットの本部が領域内に所在するインテルサット加盟国を除く。）による署名のために開放しておく。この議定書は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、インテルサット事務局長に寄託する。

2 この議定書は、1に規定するインテルサット加盟国による加入のために開放しておく。加入書は、インテルサット事務局長に寄託する。

3 この議定書は、1に規定するインテルサット加盟国による加入のために開放しておく。加入書は、インテルサット事務局長に寄託する。

4 仲裁裁判所の仲裁人及び仲裁裁判所から召集される證人で協定の附屬書Cに従つて行われる仲裁手続に参加するものは、その任務の遂行中及び会合地への往復の旅行中、1.(d)から(i)までに定める特権及び免除を享受する。

5 いすれの締約国も、1及び2に定める特権及び免除を自国民又は自國の代表に与えることを義務付けられない。

#### 第四章 放棄 第九条

この議定書に定める特権及び免除は、個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。この議定書に定める特権及び免除は、個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。この議定書の適用に関する補足取決め及びインテルサットの能率的な運営を確保するための他の取決めを締結することができる。

#### 第十三条 紛争の解決

この議定書の解釈又は適用に関するインテルサットと締約国との間又は締約国相互の間の紛争であつて交渉又は他の合意された方法によつて解决されないものは、三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に最終的決定のため付託する。紛争の各当事者は、一方の当事者が他方の当事者に当該紛争を仲裁に付する旨の通告を行つた時から六十日以内に効力を生ずる。

1 この議定書は、十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三十日の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後に批准し、受諾し、承認し又は加入する国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

3 この議定書は、十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後に批准し、受諾し、承認し又は加入する国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

4 この議定書は、協定が失効する時まで効力を有する。

有する。

2 いづれの締約国も、インテルサット事務局長に対し書面による通告を行うことにより、この議定書を廃棄することができる。廃棄は、インテルサット事務局長が通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

3 いづれかのインテルサット加盟国が協定第十六条の規定により協定から脱退した場合には、当該インテルサット加盟国は、この議定書を廃棄したものとみなす。

#### 第十八条

1 インテルサット事務局長は、この議定書に署名し又は加入したすべての国に対し、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託、この議定書の効力発生の日及びこの議定書に関する他のすべての通告を通報する。

2 インテルサット事務局長は、この議定書が効力を生じたときは、国際連合憲章第一百二条の規定により、この議定書を国際連合事務局に登録する。

3 英語、フランス語及びスペイン語をひとしく正文とするとの議定書の原本は、インテルサット事務局長に寄託するものとし、インテルサット事務局長は、その認証原本をインテルサット加盟国に送付する。

以上の証據として、下名の全権委員は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百七十八年五月十九日にワシントンで作成した。

#### 審査報告書

条約法に関するウイーン条約の締結について承認を求める件  
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月二十六日

外務委員長 秦野 章

参議院議長 德永 正利殿

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

この条約は、条約法の統一を図るため、条約の締結、適用、終了等に関する国際法上の規則について定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、条約の締結、適用、終了等に関連して生ずる諸問題の円滑な処理に資するとともに、国際社会全般の法秩序の安定化に寄与することになると思われる。妥当な措置と認められた。

##### 一、費用

別に費用を要しない。

条約法に関するウイーン条約の締結について承認を求める件  
右は本院において承認することを議決した。

昭和五十六年五月二十六日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 德永 正利殿

条約法に関するウイーン条約の締結について承認を求める件  
日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

3 正文とするとの議定書の原本は、インテルサット事務局長に寄託するものとし、インテルサット事務局長は、その認証原本をインテルサット加盟国に送付する。

以上の証據として、下名の全権委員は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百七十八年五月十九日にワシントンで作成した。

#### 条約法に関するウイーン条約

この条約の当事国は、

国際関係の歴史における条約の基本的な役割を考慮し、

条約が、国際法の法源として、また、国（憲法体制及び社会体制のいかんを問わない。）の間の平和的協力を発展させるための手段として、引き続

き重要性を増しつつあることを認め、

それぞれ、そのように呼ばれる国際的な行為

自由意思による同意の原則及び信義誠実の原則並びに「合意は守られなければならない」との規則が普遍的に認められていることに留意し、

条約に係る紛争が、他の国際紛争の場合における同様に、平和的手段により、かつ、正義の原則及び国際法の諸原則に従つて解決されなければならぬことを確認し、

国際連合加盟国の国民が、正義と条約から生ずる義務の尊重とを維持するために必要な条件の確立を決意したことを想起し、

人民の同権及び自決の原則、すべての国の主権平等及び独立の原則、国内問題への不干渉の原則、武力による威嚇又は武力の行使の禁止の原則、すべての者的人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の原則等国際連合憲章に規定する国際法の諸原則を考慮し、

この条約において条約法の法典化及び漸進的発達が図られたことにより、国際連合憲章に定める国際連合の目的、すなわち、国際の平和及び安全の維持、諸国間の友好関係の発展並びに国際協力の達成が推進されることを確信し、

この条約により規律されない問題については、引き続き国際慣習法の諸規則により規律されることを確認して、

次のとおり協定した。

1 第一部 序

(a) 第一条 この条約の適用範囲  
条約法に関するウイーン条約の締結について、この条約は、国との間の条約について適用する。

(b) 第二条 用語  
この条約の適用上、

(a) 「条約」とは、国との間において文書の形式により締結され、国際法によつて規律される國際的な合意（單一の文書によるものであるか関連する二以上の文書によるものであるかを問わず、また、名称のいかんを問わない。）をいう。

(b) 「批准」、「受諾」、「承認」及び「加入」とは、

条約法に関するウイーン条約

この条約の当事国は、

国際関係の歴史における条約の基本的な役割を考慮し、

条約が、国際法の法源として、また、国（憲法

体制及び社会体制のいかんを問わない。）の間の平

和的協力を発展させるための手段として、引き続

き重要性を増しつつあることを認め、

それぞれ、そのように呼ばれる国際的な行為

をいい、条約に拘束されることについての国の同意は、これらの行為により国際的に確定的なものとされる。

(c) 「全権委任状」とは、國の権限のある当局の発給する文書であつて、条約文の交渉、採択若しくは確定を行うため、条約に拘束されるることについての國の同意を表明するため又は

条約に関するその他の行為を遂行するため國を代表する一又は二以上の者を指名しているものをいう。

(d) 「留保」とは、國が、条約の特定の規定の自國への適用上その法的効果を排除し又は変更することを意図して、条約への署名、条約の批准、受諾若しくは承認又は加入の際に単独に行う声明（用いられる文言及び名稱のいかんを問わない。）をいう。

(e) 「交換国」とは、条約文の作成及び採択に参加した國をいう。

(f) 「締約国」とは、条約（効力を生じているかないかを問わない。）に拘束されることに同意した國をいう。

(g) 「当事国」とは、条約に拘束されることに同意し、かつ、自國について条約の効力が生じている國をいう。

(h) 「第三国」とは、条約の当事国でない國をいふ。

(i) 「国際機関」とは、政府間機関をいう。

(j) この条約における用語につき規定する1の規定は、いづれの國の國內法におけるこれら用語の用法及び意味にも影響を及ぼすものではない。

(k) 第三条 この条約の適用範囲外の国際的な合意。

この条約が國と國以外の国際法上の主体との間において又は國以外の国際法上の主体との間で締結される国際的な合意及び文書の形式によつて規定する1の規定は、いづれの國の國內法におけるこれら用語の用法及び意味にも影響を及ぼすものではない。

# 官報 (号外)

5

- (a) これらの合意の法的効力  
 (b) この条約に規定されている規則のうちこの条約との関係を離れ国際法に基づきこれらの合意を規定するような規則のこれらの合意についての適用  
 (c) 国及び国以外の国際法上の主体が当事者となつてある国による国際的な合意により規定される國の間の関係へのこの条約の適用
- 第四条** この条約の不適用  
 この条約は、自國についてこの条約の効力が生じている国によりその効力発生の後に締結される条約についてのみ適用する。ただし、この条約に規定されている規則のうちこの条約との関係を離れ国際法に基づき条約を規定するような規則のいかなる条約についての適用も妨げるものではない。

- 第五条** 国際機関を設立する条約及び国際機関内において採択される条約  
 この条約は、国際機関を設立する条約及び国際機関内において採択される条約について適用する。ただし、当該国際機関の関係規則の適用を妨げるものではない。
- 第二部 条約の締結及び効力発生**
- 第六条** 国の条約締結能力  
 1 いづれの者も、次の場合には、条約文の採択若しくは確定又は条約に拘束されることについての国の同意の表明の目的のために国を代表するものと認められる。  
 (a) 当該者から適切な全権委任状の提示がある場合  
 (b) 当該者につきこの1に規定する目的のために国を代表するものと認めかたつ全権委任状の提示がある場合
- 第七条** 全権委任状  
 1 いづれの者も、次の場合には、条約文の採択若しくは確定又は条約に拘束されることについての国の同意の表明の目的のために国を代表するものと認められる。  
 (a) 当該者につきこの1に規定する目的のための提示を要求しないことを関係国が意図してい

- 第八条** 権限が与えられることなく行われた行為の追認  
 条約の締結に関する行為について国を代表する権限を有することは前条の規定により認められない者の行つたこれらの行為は、当該国に追認がない限り、法的効果を伴わない。
- 第九条** 条約文の採択  
 1 条約文は、2の場合を除くほか、その作成に参加したすべての国の同意により採択される。  
 2 国際会議においては、条約文は、出席しかつ投票する国の三分の二以上の多数による議決で採択される。ただし、出席しかつ投票する国が三分の二以上の多数による議決で異なる規則を適用することを決定した場合は、この限りでない。

- 第十条** 条約文の確定  
 条約文は、次のいづれかの方法により真正かつ最終的なものとされる。  
 (a) 条約文に定められている手続又は条約文の作成に参加した国が合意する手続  
 (b) 条約文の手続がない場合には、条約文の作成に参加した国の代表者による条約文又は条約文を含む会議の最終議定書への署名、追認を要する署名又は仮署名
- 第十三条** 条約に拘束されることについての同意の条約構成文書の交換による表明  
 国の間で交換される文書により構成されている条約に拘束されることについての国の同意は、次の場合には、当該文書の交換により表明される。  
 (a) 文書の交換が同意の表明の効果を有することを当該文書が定めている場合  
 (b) 文書の交換が同意の表明の効果を有することを国間で合意したことが他の方法により認められる場合

- 第十四条** 条約に拘束されることについての同意の批准、受諾又は承認による表明  
 条約に拘束されることについての国の同意は、署名、条約を構成する文書の交換、批准、受諾、承認若しくは加入により又は合意がある場合には他の方法により表明することができる。
- 第十二条** 条約に拘束されることについての同意の署名による表明  
 第十二条 条約に拘束されることについての同意の署名による表明は、次の場合には、国が承認若しくは加入により又は合意がある場合には他の方法により表明することができる。

- 第十五条** 条約に拘束されることについての同意の加入による表明  
 条約に拘束されることについての国の同意は、次の場合には、加入により表明される。
- 第十六条** 批准書、受諾書、承認書又は加入書の交換又は寄託  
 (a) 当該国が加入により同意を表明することができることを当該国が合意したことが他の方法により認められる場合  
 (b) 当該国が加入により同意を表明することができることを当該国が合意したことが他の方法により認められる場合  
 (c) 当該国が加入により同意を表明することができることをすべての当事国が後に合意した場合

- 条約に別段の定めがない限り、批准書、受諾書、承認書又は加入書は、これらについて次のいずれかの行為が行われた時に、条約に拘束されることはについての国の同意を確定的なものとする。

- (d) 締約国間における交換  
 (e) 寄託者への寄託

- (c) 合意がある場合には、締約国又は寄託者に對する通告

**第十七条** 条約の一部に拘束されることについての同意及び様々な規定のうちからの特定の規定の選択

- 1 条約の一部に拘束されることについての国の同意は、条約が認めている場合又は他の締約国との同意がある場合にのみ、有効とされる。もつとも、第十九条から第二十三条までの規定の適用を妨げるものではない。

- 2 様々な規定のうちからの特定の規定の選択を認めている条約に拘束されることについての国の同意は、いずれの規定に係るものであるかが明らかにされる場合にのみ、有効とされる。

- 3 条約の効力発生前に条約の趣旨及び目的を失わせてはならない義務

- 4 1から3までの期間、条約に拘束されることによって行為を行わないようとする義務がある。

- (a) 批准、受諾若しくは承認を条件として条約に署名又は条約を構成する文書を交換した場合には、その署名又は交換の時から条約の当事国とならない意図を明らかにする時までの間

- (b) 条約に拘束されることについての同意を表明した場合には、その表明の時から条約が効力を生ずる時までの間。ただし、効力発生が不當に遅延する場合は、この限りでない。

**第二節 留保**

- 第十九条** 留保の表明

- いづれの国も、次の場合には、それぞれに定められた期間、条約の趣旨及び目的を失わせることとなるようない行為をする義務がある。

- (a) 批准、受諾若しくは承認を条件として条約に署名又は条約を構成する文書を交換した国も、次の場合には、それぞれに定められた期間、条約の趣旨及び目的を失わせることとなるようない行為をする義務がある。

- (b) 留保が別段の定めがない限り、条約に拘束されることについての同意を表明した場合には、その表明の時から条約が効力を生ずる時までの間。ただし、効力発生が不當に遅延する場合は、この限りでない。

- (c) 合意がある場合には、締約国又は寄託者に對する通告

- (c) (i) 及び(ii)の場合以外の場合において、当該留保が条約の趣旨及び目的と両立しないものであるとき。

**第二十条** 留保の受諾及び留保に対する異議

- 1 条約が明示的に認めていたる留保については、条約に別段の定めがない限り、他の締約国による受諾を要しない。

- 2 すべての当事国の間で条約を全体として適用することが条約に拘束されることについての各当事国の同意の不可欠の条件であることが、交渉国数が限定されていること並びに条約の趣旨及び目的から明らかである場合には、留保については、すべての当事国による受諾を要する。

- 3 条約が国際機関の設立文書である場合には、留保については、条約に別段の定めがない限り、当該国際機関の権限のある内部機関による受諾を要する。

- 4 1から3までの期間、条約に拘束されることについての同意を表明した場合には、その表明の時から条約が効力を生じているときはその受諾を要する。

- (a) 留保を付した国は、留保を受諾する他の締約国との間においては、条約がこれらの国との間においては、すべての当事国による受諾を要する。

- (b) 留保を付した國の当事国においては、留保を付した國との関係において、留保に係る条約の規定を変更する。

- (c) 留保についての同意を表明した場合には、その表明の時から条約が効力を生じているときはその受諾を要する。

- 5 2及び4の規定の適用上、条約に別段の定めがない限り、いずれかの国が、留保の通告を受けた後十二箇月の期間が満了する日又は条約に拘束されることについての同意を表明する日のいずれか遅い日までに、留保に対し異議を申し立てなかつた場合には、留保は、当該国により受諾されたものとみなす。

- 6 第二十一条 留保及び留保に対する異議

- 1 第十九条、前条及び第二十三条の規定により他の当事国との関係において成立した留保は、当事国との間において、留保に係る条約の規定の法的効果

- 2 批准、受諾又は承認を条件として条約に署名するに際して付された留保は、留保を付した国により、条約に拘束されることについての同意を表明する際に、正式に確認されなければならぬ。この場合には、留保は、その確認の日に付されたものとみなす。

- 3 留保の確認前に行われた留保の明示的な受諾又は留保に対する異議の申立てについては、確認を要しない。

- 4 留保の撤回及び留保に対する異議の撤回は、書面によつて行わなければならない。

- 5 第二十二条 留保の撤回及び留保に対する異議の撤回

- 1 留保に對し異議を申し立てた国が自國と留保を付した国との間ににおいて条約が効力を生ずることに反対しなかつた場合には、留保に係る規定は、これらの二の国との間において、留保の限度において適用がない。

- 2 第二十二条 留保の撤回及び留保に対する異議の撤回

- 1 留保は、条約に別段の定めがない限り、いつでも撤回することができるものとし、撤回については、留保を受諾した国の同意を要しない。

- 2 留保に對する異議は、条約に別段の定めがない限り、いつでも撤回することができる。

- 3 留保に別段の定めがある場合及び別段の合意がある場合を除くほか、

- (a) 留保の撤回は、留保を付した国と他の締約国との関係において、当該他の締約国が当該撤回の通告を受領した時に効果を生ずる。

- (b) 留保に対する異議の撤回は、留保を付した

- 国が当該撤回の通告を受領した時に効果を生ずる。

**第二十三条** 留保に關連する手続

- 1 留保、留保の明示的な受諾及び留保に対する異議は、書面によつて表明しなければならぬ。また、締約国及び条約の当事国となる資格を有する他の国に通報しなければならない。

- 2 批准、受諾又は承認を条件として条約に署名するに際して付された留保は、留保を付した国により、条約に拘束されることについての同意を表明する際に、正式に確認されなければならぬ。この場合には、留保は、その確認の日に付されたものとみなす。

- 3 留保の確認前に行われた留保の明示的な受諾又は留保に対する異議の申立てについては、確認を要しない。

- 4 留保の撤回及び留保に対する異議の撤回は、書面によつて行わなければならない。

- 5 第二十四条 効力発生

- 1 条約は、条約に定める態様又は交渉国が合意する態様により、条約に定める日又は交渉国が合意する日に効力を生ずる。

- 2 1の場合以外の場合には、条約は、条約に拘束されることについての同意がすべての交渉国につき確定的なものとされた時に、効力を生ずる。

- 3 条約に拘束されることについての国の同意が合意する場合には、条約は、条約に別段の定めがない限り、当該国につき、その同意が確定的なものとされた日に効力を生ずる。

- 4 条約文の確定、条約に拘束されることについての国の同意の確定、条約の効力発生の態様及び日、留保、寄託者の任務その他必然的に条約の効力発生前に生ずる問題について規律する規定は、条約文の採択の時から適用する。

<p><b>第二十五条 暫定的適用</b></p> <p>(a) 条約又は条約の一部は、次の場合には、条約が効力を生ずるまでの間、暫定的に適用される。</p> <p>(b) 条約に定めがある場合</p> <p>(b) 交渉国が他の方法により合意した場合</p> <p>2 条約又は条約の一部のいづれかの国についての暫定的適用は、条約に別段の定めがある場合及び交渉国による別段の合意がある場合を除くほか、当該いづれかの国が、条約が暫定的に適用されている関係にある他の国に対し、条約の当事国とならない意図を通告した場合には、終了する。</p>	<p><b>第三十条 同一の事項に関する相前後する条約の適用</b></p> <p>1 國際連合憲章第百三十三条の規定が適用されることを条件として、同一の事項に関する相前後する条約の当事国の権利及び義務は、2から5までの規定により決定する。</p> <p>2 条約が前の若しくは後の条約に従うものであること又は前の若しくは後の条約と両立しないものとみなしてはならないことを規定している場合には、当該前の又は後の条約が優先する。</p> <p>3 条約の当事国が条約の関係文書として認めたものとみなししてはならないことを規定している場合には、当該前の又は後の条約が優先する。</p> <p>4 文脈とともに、次のものを考慮する。</p> <p>(a) 条約の解釈又は適用につき当事国との間に附された合意</p> <p>(b) 条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの</p> <p>(c) 当事国間の関係において適用される国際法の関連規則</p> <p>(d) 条約の当事国がこれに特別の意味を与えることを意図していたと認められる場合には、当該特別の意味を有する。</p> <p>5 条約の当事国である國といづれかの条約のみの当事国である國との間においては、これらの國が共に当事国となつてゐる条約が、これらの國の相互の権利及び義務を規定する。</p>
---	---

<p><b>第三十一節 国内法と条約の遵守</b></p> <p>第二十六条 「合意は守られなければならない」</p> <p>第二十七条 条約の遵守</p> <p>第二十八条 条約の不履行を正当化する根拠として自國の国内法を援用することができない。この規則は、第四十六条の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p><b>第二十九節 条約の適用</b></p> <p>第二十九条 条約の不適用</p> <p>条約は、別段の意図が条約自体から明らかである場合及びこの意図が他の方法によつて確認される場合を除くほか、条約の効力が当事国について生ずる日前に行われた行為、同日前に生じた事実又は同日前に消滅した事態に関し、当該当事国を拘束しない。</p>	<p><b>第三十二条 解釈の補足的な手段</b></p> <p>4 の規定は、第四十一条の規定の適用を妨げるものではなく、また、第六十条の規定によるものではなく、条約の解釈によるものではない。</p> <p>5 条約の終了又は運用停止の問題及びいづれかの国が条約により他の国に對し負つてゐる義務に反することとなる規定を有する他の条約を締結し又は適用することから生ずる責任の問題に影響を及ぼすものではない。</p> <p><b>第三十三節 条約の解釈</b></p> <p>第三十一条 解釈に関する一般的な規則</p> <p>1 条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。</p> <p>2 条約の解釈上、文脈というときは、条約文（前文及び附属書を含む。）のほかに、次のもの</p>
---	--

<p><b>第三十四節 条約と第三国</b></p> <p>第三十五条 第三国に関する一般的な規則</p> <p>1 条約は、第三国の義務又は権利を當該第三国に同意なしに創設することはない。</p> <p>2 第三国の義務について規定</p> <p>3 第三国の義務を課すことのない</p> <p>4 第三国の義務を明示的に受け入れる場合には、當該規定に係る當該義務を負う。</p> <p>5 第三十六条 第三国の権利について規定</p> <p>1 いづれの第三国も、条約の当事国が条約のいづれかの規定により當該第三国に義務を課することを意図しており、かつ、當該第三国が書面により當該義務を明示的に受け入れる場合には、當該規定に係る當該義務を負う。</p>	<p>約文は、条約に定めがある場合又は当事国が同意する場合にのみ、正文とみなされる。</p> <p>2 条約の用語は、各正文において同一の意味を有すると推定される。</p> <p>3 条約の趣旨及び目的を考慮した上、すべての正文について最大の調和が図られる意味を採用する。</p> <p><b>第四節 条約と第三国</b></p> <p>第三十七条 第三国に関する一般的な規則</p> <p>1 条約は、第三国の義務又は権利を當該第三国に同意なしに創設することはない。</p> <p>2 第三国の義務について規定</p> <p>3 第三国の義務を課すことのない</p> <p>4 第三国の義務を明示的に受け入れる場合には、當該規定に係る當該義務を負う。</p> <p>5 第三十六条 第三国の権利について規定</p> <p>1 いづれの第三国も、条約の当事国が条約のいづれかの規定により當該第三国に義務を課することを意図しており、かつ、當該第三国が書面により當該義務を明示的に受け入れる場合には、當該規定に係る當該義務を負う。</p>
--	---

<p><b>第五節 第三國の権利について規定</b></p> <p>第三十八条 第三國の権利について規定</p> <p>1 いづれの第三国も、条約の当事国が条約のいづれかの規定により當該第三国に義務を課することを意図しており、かつ、當該第三国が書面により當該義務を明示的に受け入れる場合には、當該規定に係る當該義務を負う。</p>	<p>約文は、条約に定めがある場合又は当事国が同意する場合にのみ、正文とみなされる。</p> <p>2 条約の用語は、各正文において同一の意味を有すると推定される。</p> <p>3 条約の趣旨及び目的を考慮した上、すべての正文について最大の調和が図られる意味を採用する。</p> <p><b>第六節 第三國の権利について規定</b></p> <p>第三十九条 第三國の権利について規定</p> <p>1 いづれの第三国も、条約の当事国が条約のいづれかの規定により當該第三国に義務を課することを意図しており、かつ、當該第三国が書面により當該義務を明示的に受け入れる場合には、當該規定に係る當該義務を負う。</p>
---	--

## (外)号報官

- 第三十七条 第三国の義務又は権利についての撤回又は変更**
- 第三十五条の規定によりいすれかの第三国が義務を負っている場合には、条約の当事国及び当該第三国の同意があるときに限り、当該義務についての撤回又は変更をすることができる。ただし、条約の当事国及び当該第三国が別段の合意をしたと認められる場合は、この限りでない。
- 前条の規定によりいすれかの第三国が権利を取得している場合において、当該第三国の同意なしに当該権利についての撤回又は変更をすることができないことが意図されていと認められたときは、条約の当事国は、当該権利についての撤回又は変更をすることができない。
- 第三十八条 國際慣習となることにより第三国を拘束することとみなす**
- 第三十四条から前条までの規定のいすれも、条約に規定されている規則が国際法の慣習的規則と認められるものとして第三国を拘束することとなることを妨げるものではない。
- 第四部 条約の改正及び修正**
- 第三十九条 条約の改正に関する一般的な規則
- 条約は、当事国間の合意によつて改正することができる。当該合意については、条約に別段の定めがある場合を除くほか、第二部に定める規則を適用する。
- 第四十条 多数国間の条約の改正**
- 1 多数国間の条約の改正は、当該条約に別段の定めがない限り、2から5までの規定により规律する。
- 2 多数国間の条約をすべての当事国間で改正するための提案は、すべての締約国に通告しなければならない。各締約国は、次のこととに参加する権利を有する。
- (a) 当該提案に関してとられる措置についての

- 第三十九条 条約の改正に関する一般的な規則**
- 1 条約の有効性及び条約に拘束されることについての国との同意の有効性は、この条約の適用になつてゐる国であつても当該合意の当事者とならないものについては、拘束しない。これらの国については、第三十条4(b)の規定を適用する。
- 2 条約を改正する合意は、既に条約の当事国となる国であつても当該合意の当事者とならないものについては、拘束しない。これらの国については、第三十条4(b)の規定を適用する。
- 3 (b) 条約の当事国となる資格を有するいすれの国も、改正がされた条約の当事国となる資格を有する。
- 4 条約を改正する合意は、既に条約の当事国となる国であつても当該合意の当事者とならないものについては、拘束しない。これらの国については、第三十条4(b)の規定を適用する。
- 5 (b) 改正がされた条約の当事国とみなす。
- (b) 条約を改正する合意に拘束されていない条約の当事国との関係においては、改正がされないない条約の当事国となる国は、別段の意図を表明しない限り、
- 第四十一条 多数国間の条約を一部の当事国との間ににおいてのみ修正する合意**
- 1 多数国間の条約の二以上の当事国は、次の場合には、条約を当該二以上の当事国との間ににおいてのみ修正する合意を締結することができる。
- (b) このような修正を行うことができることを条約が規定している場合
- (b) 当該二以上の当事国が行おうとする修正が満たしている場合
- 2 条約を廢棄し、条約から脱退し又は条約の運用を停止する当事国の権利であつて、条約に定めるもの又は第五十六条の規定に基づくものは、条約全体についてのみ行使することができる。ただし、条約に別段の定めがある場合又は当事国が別段の合意をする場合は、この限りでない。
- (i) 条約に基づく他の当事国による権利の享有又は義務の履行を妨げるものでないこと。
- (ii) 逸脱を認めれば条約全体の趣旨及び目的の効果的な実現と両立しないこととなる条約の規定に関するものでないこと。
- 3 2に規定する根拠が特定の条項にのみ係るものであり、かつ、次の条件が満たされる場合のみ援用することができる。

- 第四十二条 条約の無効**
- 1 いすれの国も、条約に拘束されることについての明示的な同意
- (b) 条約の有効性、条約の効力の存続又は条約の運用の継続を默認したとみなされるような行為
- 2 条約の無効若しくは終了、条約からの脱退又は条約の運用停止の根拠としてこの条約において認められるものは、3から5まで及び第六十条に定める場合を除くほか、条約全体についてのみ援用することができる。
- (b) 当該根拠を援用することができない場合は、当該根拠を援用することができる。
- (a) 条約が有効であること、条約が引き続き効力を有すること又は条約が引き続き運用されることについての明示的な同意
- 第四十三条 条約との関係を離れた国際法に基づいて課される義務**
- この条約又は条約の適用によりもたらされる条約の無効、終了若しくは廃棄、条約からの当事国又は条約の運用停止は、条約に規定されている義務のうち条約との関係を離れてても国際法に基づいて課されるようない義務についての國の履行の責務に何ら影響を及ぼすものではない。
- 第四十四条 条約の可分性**
- 1 第五十一条から第五十三条までの場合には、条約からの脱退又は条約の運用停止の根拠を援用する
- 5 第五十一条から第五十三条までの場合には、条約の無効若しくは終了、

- 2 (b) 当該条項の受諾が条約全体に拘束されることについての他の当事国との同意の不可欠の基礎を成すものでなかつたことが、条約自体から明らかであるか又は他の方法によつて確認されるかのいすれかであること。
- (c) 条約の他の部分を引き続き履行することとしても不当ではないこと。
- 3 第四十九条及び第五十条の場合には、詐欺又は買収を根拠として援用する権利を有する国は、条約全体についてこの権利を行使することができるものとし、特定の条項のみについても3の規定に従うことと条件として、この権利を行使することができる。
- 4 第四十九条及び第五十条の場合には、詐欺又は買収を根拠として援用する権利を有する国は、条約全体についてこの権利を行使することができるものとし、特定の条項のみについても3の規定に従うことと条件として、この権利を行使することができる。
- 5 第五十一条から第五十三条までの場合には、条約の無効若しくは終了、
- 第四十五条 条約の無効若しくは終了、**
- 2 (b) 第六十条又は第六十二条の規定に基づき条約を無効にし若しくは終了させ、条約から脱退し又是条約の運用を停止する根拠となるようない事実が存在することを了知した上で次のことを行った場合には、当該根拠を援用することができない。
- (a) 条約が有効であること、条約が引き続き効力を有すること又は条約が引き続き運用されることについての明示的な同意
- 第四十六条 条約の無効**
- 1 いすれの国も、条約に拘束されることについての同意が条約を締結する権能に関する国内法の規定に違反して表明されたという事實を、当

該同意を無効にする根拠として援用することができない。ただし、違反が明白でありかつ基本的な重要性を有する国内法の規則に係るものである場合は、この限りでない。

違反は、条約の締結に関し通常の慣行に従いつつ誠実に行動するいづれの国にとつても客観的に明らかであるような場合には、明白であるとされる。

**第四十七条 国の同意を表明する権限に對する特別の制限**

特定の条約に拘束されることについての国の同意を表明する代表者の権限が特別の制限を付して与えられている場合に代表者が当該制限による同意の表明に先立つて他の交渉国に通告されない限り、代表者によつて表明された同意を無効にする根拠として援用することができない。

**第四十八条 錯誤**

いづれの国も、条約についての錯誤が、条約の締結の時に存在すると自國が考えていた事実又は事態であつて条約に拘束されることについての自國の同意の不可欠の基礎を成して、いた事実又は事態に係る錯誤である場合には、当該錯誤を条約に拘束されることについての自國の同意を無効にする根拠として援用することができない。

1 の規定は、國が自らの行為を通じて当該錯誤の発生に寄与した場合又は國が何らかの錯誤の発生の可能性を予見することができる状況に置かれていた場合には、適用しない。

3 条約文の字句のみに係る錯誤は、条約の有効性に影響を及ぼすものではない。このような錯誤については、第七十九条の規定を適用する。

**第四十九条 詐欺**

いづれの国も、他の交渉国の詐欺行為によつて条約を締結することとなつた場合には、当該詐欺を条約に拘束されることについての自國の同意を無効にする根拠として援用することができる。

**第五十条 国の代表者の買収**

いづれの国も、条約に拘束されることについての自國の同意が、他の交渉国が直接又は間接に日本の代表者を買収した結果表明されることとなつた場合には、その買収を条約に拘束されることができる。

**第五十一条 国の代表者に対する強制**

条約に拘束されることについての自國の表明は、当該国に對する行為又は脅迫による強制の結果行われたものでは、いかなる法的効果も有しない。

**第五十二条 武力による威嚇又は武力の行使による国に對する強制**

国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に違反する武力による威嚇又は武力の行使の結果締結された条約は、無効である。

**第五十三条 一般国際法の強行規範に抵触する条約**

いづれの国も、条約についての誤解が、条約の締結の時に存在すると自國が考えていた事実又は事態であつて条約に拘束されることについての自國の同意の不可欠の基礎を成して、いた事実又は事態に係る錯誤である場合には、当該錯誤を条約に拘束されることについての自國の同意を無効にする根拠として援用することができない。

1 の規定は、國が自らの行為を通じて当該錯誤の発生に寄与した場合又は國が何らかの錯誤の発生の可能性を予見することができる状況に置かれていた場合には、適用しない。

3 条約文の字句のみに係る錯誤は、条約の有効性に影響を及ぼすものではない。このような錯誤については、第七十九条の規定を適用する。

**第五十四条 条約又は当事国の同意に基づく条約の運用停止**

条約又は当事国の同意に基づく条約の終了又は条約から脱退の場合は、その意図を有して、たと認められる場合

(a) 条約に基づく場合

(b) すべての当事国の同意がある場合

の当事国又は特定の当事国について停止することができる。

**第五十五条 多数国間の条約の効力発生**

多数国間の条約の二以上の当事国は、次の場合には、条約の運用を一時的にかつ当該二以上の当事国においてのみ停止する合意を締結できる。もつとも、当事国となつていないと協議を受ける。

**第五十六条 終了、廢棄又は脱退に関する規定を含まない条約の废棄又はこののような条約からの脱退**

1 終了に関する規定を含まざかつ廢棄又は脱退について規定していない条約については、次の場合を除くほか、これを廢棄し、又はこれから脱退することができない。

(a) 当事国が廢棄又は脱退の可能性を許容する意図を有して、たと認められる場合

(b) 条約の性質上廢棄又は脱退の権利があると考えられる場合

当事国は、1の規定に基づき条約を廢棄し又は条約から脱退しようとする場合には、その意図を有して、たと認められる場合

(a) 条約の運用を停止することとしている条約を締結する場合において次のいづれかの条件が満たされたときは、終了したものとみなす。

(b) 当事国が当該事項を後の条約によつて規律することを意団していたことが後の条約自体から明らかであるためこれらの条約を同時に適用することができる。

**第五十七条 条約又は当事国の同意に基づく条約の運用停止**

条約の運用は、次のいづれかの場合に、すべての当事国又は特定の当事国について停止すること

(a) 条約に基づく場合

(b) すべての当事国の同意がある場合。この場合には、いかなる時点においても停止することができる。もつとも、当事国となつていないとできる。もつとも、当事国となつていないとできる。

**第五十八条 多数国間の条約の一部の当事国との間のみの合意による条約の運用停止**

1 多数国間の条約の二以上の当事国は、次の場合には、条約の運用を一時的にかつ当該二以上の当事国においてのみ停止する合意を締結できる。

**第五十九条 条約違反の結果としての条約の終了又は運用停止**

(a) このような運用停止を行なうことができることを条約が規定している場合

(b) 当該二以上の当事国が行おうとする運用停止が条約により禁止されておらずかつ次の条件を満たしている場合

(i) 条約に基づく他の当事国による権利の享有又は義務の履行を妨げるものでないこと。

(ii) 条約の趣旨及び目的に反することとなるものでないこと。

2 条約の運用を停止する合意を締結する意図を有する当事国は、当該合意を締結する意図及びその運用を停止することとしている条約の規定を他の当事国に通告する。ただし、1(a)の場合において条約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

**第六十条 条約違反の結果としての条約の終了又は運用停止**

1 二国間の条約につきその一方の当事国による

重大な違反があつた場合には、他方の当事国は、当該違反を条約の終了又は条約の全部若しくは一部の運用停止の根拠として援用することができる。

2 多数国間の条約につきその一の当事国による重大な違反があつた場合には、他の当事国は、一致して合意することにより、次の関係において、条約の全部若しくは一部の運用を停止し又は条約を終了させることができる。

(i) 他の当事国と違反を行つた国との間の関係

(ii) すべての当事国との間の関係

(iii) すべての当事国との間の関係

(iv) 本国と当該違反を行つた国との間の関係において、当該違反を条約の全部又は一部の運用停止の根拠として援用することができる。

(c) 条約の性質上、一の当事国による重大な違反が条約に基づく義務の履行の繼續についてのすべての当事国の立場を根本的に変更するものであるときは、当該違反を行つた国以外の当事国は、当該違反を自己につき条約の全部又は一部の運用を停止する根拠として援用することができる。

3 この条の規定の適用上、重大な条約違反とは、次のものをいう。

(a) 条約の否認であつてこの条約により認められないもの

(b) 条約の趣旨及び目的の実現に不可欠な規定についての違反

4 1から3までの規定は、条約違反があつた場合に適用される当該条約の規定に影響を及ぼすものではない。

5 1から3までの規定は、人道的性格を有する条約に定める身体の保護に関する規定、特にこのような条約により保護される者に対する報復(形式のいかんを問わない。)を禁止する規定については、適用しない。

1 条約の実施に不可欠である対象が永久的に消滅し又は破壊された結果条約が履行不能となつた場合には、当事国は、当該履行不能を条約の終了又は条約からの脱退の根拠として援用することができる。履行不能は、一時的なものである場合には、条約の運用停止の根拠としてのみ援用することができる。

2 当事国は、条約に基づく義務についての本国の違反又は他の当事国に対し負つてゐる他の国との間の外交関係又は領事関係の断絶は、当事国との間に当該条約に基づき確立されてゐる法的関係に影響を及ぼすものではない。ただし、外交関係又は領事関係の存在が当該条約の適用に不可欠である場合は、この限りでない。

第六十二条 事情の根本的な変化

1 条約の締結の時に存在していた事情につき生じた根本的な変化が当事国の予見しなかつたものである場合には、次の条件が満たされない限り、当該変化を条約の終了又は条約からの脱退の根拠として援用することができない。

(a) 当該事情の存在が条約に拘束されることによっての当事国との同意の範囲に拘束されなければならない義務の範囲を根本的に変更する効果を有するものであること。

(b) 当該変化が、条約に基づき引き続き履行していくことによっての当事国との同意の範囲に拘束されなければならない義務の範囲を根本的に変更する効果を有するものであること。

2 条約が境界を確定している場合

1 条約の当事国は、この条約に基づき、条約に援用する場合又は条約の有効性の否認、条約の終了、条約からの脱退若しくは条約の運用停止の根拠を援用する場合には、自國の主張を他の当事国に通告しなければならない。通告においては、条約についてとろとろとする措置及びその理由を示す。

2 一定の期間(特に緊急を要する場合を除くか、通告の受領の後三箇月を下る期間であつてはならない。)の満了の時までに他のいすれの当事国も異議を申し立てなかつた場合には、通告を行つた当事国は、とろとろとする措置を第六十七条に定めるところにより実施に移すことができる。

3 他のいすれかの当事国が異議を申し立てた場合には、通告を行つた当事国及び当該他のいすれかの当事国は、国際連合憲章第三十三条に定める手段により解決を求める。

1 から3までの規定は、紛争の解決に関し当事国において効力を有するいかなる条項に基づく当事国の権利又は義務にも影響を及ぼすものではない。

5 第四十五条の規定が適用される場合において、1の通告を行つてないいすれの国も、他の当事国からの条約の履行の要求又は条約についての違反の主張に対する回答として、1の通告を行うことを妨げられない。

第六十六条 司法的解決、仲裁及び調停の手続き

前条の規定が適用された場合において、異議が申し立てられた日の後十二箇月以内に何らの解決も得られなかつたときは、次の手続に従う。

(a) 第五十三条又は第六十四条の規定の適用又は解釈に関する紛争の当事者のいずれも、国際司法裁判所に對し、その決定を求めるため書面の請求により紛争を付託することができ。ただし、紛争の当事者が紛争を仲裁に付することについて合意する場合は、この限りでない。

(b) この部の他の規定の適用又は解釈に関する紛争の当事者のいずれも、国際連合事務総長に対し要請を行うことにより、附屬書に定める手続を開始させることができる。

第六十七条 条約の無効を宣言し、条約を終了させ、条約から脱退させ又は条約の運用を停止させる文書

1 第六十五条の通告は、書面によつて行わなければならぬ。

2 条約の規定又は第六十五条2若しくは3の規定に基づく条約の無効の宣言、条約の終了、条約からの脱退又は条約の運用停止は、他の当事国に文書を伝達することにより実施に移される。文書に元首、政府の長又は外務大臣の署名がない場合には、文書を伝達する国の代表者は、全權委任状の提示を要求されることがある。

第六十八条 第六十五条及び前条に規定する通告及び文書の撤回は、効果を生ずる前にいつでも撤回することができる。

### 第五節 条約の無効、終了又は運用停止の効果

#### 第六十九条 条約の無効の効果

1 この条約によりその有効性が否定された条約は、無効である。無効な条約は、法的効力を有しない。

2 この条約によりその有効性が否定された条約に依拠して既に行方が行わっていた場合には、

(a) いすれの当事国も、他の当事国に対し、当該行為が行われなかつたとしたならば存在しきる限り確立するよう要求することができ

(b) 条約が無効であると主張される前に誠実に

行われた行為は、条約が無効であることのみを理由として違法とされることはない。

3 第四十九条から第五十二条までの場合は、

2の規定は、詐欺、買収又は強制を行つた当事

国については、適用しない。

4 多数国間の条約に拘束されることについての特定の国の同意が無効とされた場合には、1から3までに定める規則は、当該特定の国と条約の当事国との関係において適用する。

第七十条 条約の終了の効果

1 条約に別段の定めがある場合及び当事国が別段の合意をする場合を除くほか、条約又はこの

条約に基づく条約の終了により、

(a) 当事国は、条約を引き続き履行する義務を免除される。

(b) 条約の終了前に条約の実施によつて生じていた当事国の権利、義務及び法的状態は、影

響を受けない。

1の規定は、いすれかの国が多数国間の条約

を廃棄し又はこれから脱落する場合には、その廃棄又は脱退が効力を生ずる日から、当該いすれかの国と条約の他の各当事国との間において適用する。

### 第七十一条 一般国際法の强行規範に抵触する条約の無効の効果

#### 第七十四条 外交関係及び領事関係と条約の締結

1 条約が第五十三条の規定により無効であるとされた場合には、当事国は、次のことを行う。

(a) 一般国際法の强行規範に抵触する規定に依拠して行つた行為によりもたらされた結果をできる限り除去すること。

(b) 当事国との相互の関係を一般国際法の强行規範に適合したものとする。

2 第六十四条の規定により効力を失い、終了するとされた条約については、その終了により、(a) 当事国は、条約を引き続き履行する義務を免除される。

(b) 条約の終了前に条約の実施によつて生じていた当事国の権利、義務及び法的状態は、影響を受けない。ただし、これらの権利、義務及び法的状態は、条約の終了後は、一般国際法の新たな强行規範に抵触しない限度においてのみ維持することができる。

第七十二条 条約の運用停止の効果

1 交渉国は、条約において又は他の方法により

条約の寄託者を指定することができる。寄託者は、国(その数を問わない)、国際機関又は国際機関の主たる行政官のいずれであるかを問わない。

2 条約の寄託者の任務は、国際的な性質を有するものとし、寄託者は、任務の遂行に当たり公平に行動する義務を負う。特に、この義務は、

条約が一部の当事国との間においては効力を生じていないという事実又は寄託者の任務の遂行に関心のある他の国と寄託者との間に意見の相違がない。

第七十七条 寄託者の任務

1 寄託者は、条約に別段の定めがある場合及び

2 寄託者の任務の遂行に關し、いすれかの国と

3 寄託者との間に意見の相違がある場合には、寄託者は、この場合の問題につき、署名国及び締約国又は適当なときは関係国際機関の権限のある内部機関の注意を喚起する。

第七十八条 通告及び通報

1 寄託者は、条約に別段の定めがある場合及び

2 寄託者又はこの条約に別段の定めがある場合を除くほか、この条約に基づいていすれの国が行う通知又は通報も、

(a) 寄託者がない場合には通告又は通報があつてゐる国に直接送付し、寄託者がある場合には寄託者に送付する。

(b) 通告又は通報のあつてゐる国が受領し

た時又は場合により寄託者が受領した時に行わられたものとみなす。

(c) 寄託者に送付される場合には、通告又は通報のあつてゐる国が前条1(c)の規定によ

この条約は、国家承継、国際責任又は国との間の敵対行為の発生により条約に関連して生ずるいかなる問題についても予断を下しているものではない。

### 第七十四条 外交関係及び領事関係と条約の締結

1 この条約は、国家承継、国際責任又は国との間の敵対行為の発生により条約に関連して生ずるいかなる問題についても予断を下しているものではない。

2 他の言語による条約文を作成し、これらを当事国及び当事国となる資格を有する国に送付すること。

3 条約への署名を受け付けること並びに条約に関連する文書、通告及び通報を受領しかつ保管すること。

4 条約への署名又は条約に関連する文書、通告若しくは通報が正式な手続によるものであるかいかを検討し、必要な場合には関係国の注意を喚起すること。

5 条約に関連する行為、通告及び通報を当事国及び当事国となる資格を有する国に通知すること。

6 条約の効力発生に必要な数の署名、批准書、受諾書、承認書又は加入書の交付又は寄託の日を当事国となる国に通知すること。

7 国際連合事務局に条約を登録すること。

8 この条約の他の規定に定める任務を遂行すること。

9 寄託者の任務の遂行に關し、いすれかの国と

10 寄託者との間に意見の相違がある場合には、寄託者は、この場合の問題につき、署名国及び締約国又は適当なときは関係国際機関の権限のある内部機関の注意を喚起する。

11 寄託者又はこの条約に別段の定めがある場合を除くほか、この条約に基づいていすれの国が行う通知又は通報も、

(a) 寄託者がない場合には通告又は通報があつてゐる国に直接送付し、寄託者がある場合には寄託者に送付する。

(b) 通告又は通報のあつてゐる国が受領し

た時又は場合により寄託者が受領した時に行わられたものとみなす。

(c) 寄託者に送付される場合には、通告又は通報のあつてゐる国が前条1(c)の規定によ

る寄託者からの通知を受けた時に当該国によつて受領されたものとみなす。

#### 第七十九条 条約文又は認証謄本における誤りの訂正

- 1 条約文の確定の後に署名国及び締約国が条約文に誤りがあると一致して認めた場合には、誤りは、これらの國が別段の訂正方法を決定しない限り、次のいずれかの方法によつて訂正する。  
(a) 条約文について適當な訂正を行い、正当な権限を有する代表者がこれにつき仮署名すること。  
(b) 合意された訂正を記載した文書を作成し又は交換すること。  
(c) 訂正済みの条約文全体を原本の作成手続と同一の手続によつて作成すること。
- 2 寄託者のある条約の場合には、寄託者は、誤り及び誤りを訂正する提案を署名国及び締約国に通告し、かつ、これらの國が提案された訂正に対して異議を申し立てることができる適当な期限を定めるものとし、
- (a) 定められた期限内に異議が申し立てられなかつたときは、条約文の訂正を行い、これにつき仮署名するとともに訂正の調書を作成し、その写しを当事国及び当事国となる資格を有する國に送付する。  
(b) 定められた期限内に異議が申し立てられたときは、これを署名国及び締約国に通報する。
- 3 1及び2に定める規則は、条約文が二以上の言語により確定されている場合において、これらの言語による条約文が符合していないことがる。

#### 外 報 (号)

明らかにされかづ署名国及び締約国がこれらを符合させるよう訂正することを合意するときにも、適用する。

#### 第四十条 訂正された条約文は、署名国及び締約国が別段の決定をしない限り、誤りがあつた条約文に

- 4 訂正された条約文は、署名国及び締約国が別段の決定をしない限り、誤りがあつた条約文に
- 5 登録された条約の条約文の訂正は、国際連合事務局に通告する。
- 6 条約の認証謄本に誤りが発見された場合には、寄託者は、訂正の調書を作成し、その写しを署名国及び締約国に送付する。

かに属する国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

#### 第八十四条 効力発生

- 1 この条約は、三十五番目の批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 三十五番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

かに属する國による加入のために開放しておく。満了後も引き続き當該任務を遂行する。

#### 第八十五条 正文

- 1 国は、次の者を任命する。

紛争の一方の当事者である一又は二以上の國は、次の者を任命する。

- (a) 紛争の一方の当事者であるいづれの國の国籍を有する一人の調停人（1に規定する名簿から選定されるか選定されないかを問わない。）

紛争の他方の当事者である一又は二以上の國は、同様の方法により二人の調停人を任命する。紛争の双方の当事者の選定に係る四人の調停人の任命は、国際連合事務総長が要請を受領した日の後六十日以内に行われる。

- (b) 紛争の一方の当事者であるいづれの國の国籍も有しない一人の調停人（1に規定する名簿から選定される。）

紛争の他方の当事者である一又は二以上の國は、同様の方法により二人の調停人を任命する。紛争の双方の当事者の選定に係る四人の調停人の任命は、国際連合事務総長が要請を受領した日の後六十日以内に行われる。

- (c) 紛争の一方の当事者である一又は二以上の國は、同様の方法により二人の調停人を任命する。紛争の双方の当事者の選定に係る四人の調停人の任命は、国際連合事務総長が要請を受領した日の後六十日以内に行われる。

四人の調停人は、最後の者が任命された日の後六十日以内に、議長となる五人目の調停人（1に規定する名簿から選定される。）を任命する。

- (d) 議長又は議長以外の調停人の任命が、それの任命について定められた期間内に行われなかつた場合には、国際連合事務総長が当該期間の満了の後六十日以内に任命を行う。

国際連合事務総長は、1に規定する名簿に記載された者又は国際法委員会の委員のうちから議長を任命することができる。任命を行ふ

- (e) ためのいずれの期間も、紛争の当事者の間の合意によつて延長することができる。

#### 第八十条 条約の登録及び公表

#### 第八十一条 署名

- 1 条約は、効力発生の後、登録又は記録のため及び公表のため国際連合事務局に送付する。
- 2 寄託者が指定された場合には、寄託者は、1の規定による行為を遂行する権限を与えられたものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、それぞれの政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

#### 第八十二条 批准

- 1 この条約は、一千九百六十九年十一月三十日まで

はオーストリア共和国連邦外務省において、その後千九百七十年四月三十日まではニードルヨークにある国際連合本部において、国際連合、いづれかの専門機関又は国際原子力機関のすべての加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及びこの条約の当事国となるよう国際連合総会が招請したその他他の国による署名のために開放しておく。

#### 第八十三条 加入

- 2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

この条約は、第八十一条に定める種類のいづれ

#### 附屬書

- 1 国際連合事務総長は、優秀な法律専門家から成る調停人の名簿を作成し、これを保管する。

このため、国際連合のすべての加盟国及びこの条約の当事国は、二人の調停人を指名するよう要請されるものとし、指名された者の氏名が名簿に記載される。調停人の任期は、五年とし、更新することができる。臨時の空席を補充する

ために指名される調停人の任期についても、同様とする。2の規定によりいづれか特定の任務

を遂行するためを選定された調停人は、任期の満了後も引き続き當該任務を遂行する。

づく要請があつた場合には、次のとおり構成される調停委員会に紛争を付託する。

紛争の一方の当事者である一又は二以上の國は、次の者を任命する。

紛争の一方の当事者であるいづれの國の国籍を有する一人の調停人（1に規定する名簿から選定されるか選定されないかを問わない。）

紛争の他方の当事者である一又は二以上の國は、同様の方法により二人の調停人を任命する。紛争の双方の当事者の選定に係る四人の調停人の任命は、国際連合事務総長が要請を受領した日の後六十日以内に行われる。

四人の調停人は、最後の者が任命された日の後六十日以内に、議長となる五人目の調停人（1に規定する名簿から選定される。）を任命する。

議長又は議長以外の調停人の任命が、それの任命について定められた期間内に行われなかつた場合には、国際連合事務総長が当該期間の満了の後六十日以内に任命を行う。

国際連合事務総長は、1に規定する名簿に記載された者又は国際法委員会の委員のうちから議長を任命することができる。任命を行ふ

ためのいずれの期間も、紛争の当事者の間の合意によつて延長することができる。

## 官報号外(号)

調停人が欠けたときは、当該調停人の任命の場合と同様の方法によつて空席を補充する。

3 調停委員会は、その手続を決定する。調停委員会は、紛争の当事者の同意を得て、条約の当事国に対しその見解を口頭又は書面により調停委員会に提示するよう要請することができる。

4 調停委員会は、紛争の友好的な解決を容易にすると考えられる措置について紛争の当事者の注意を喚起することができる。

5 調停委員会は、紛争の友好的な解決を図るために、紛争の当事者からの意見の聴取、紛争の当事者の主張及び異議の審理並びに紛争の当事者に対する提案を行う。

6 調停委員会は、その設置の日から十二箇月以内に報告を行う。報告は、国際連合事務総長に提出し、かつ、紛争の当事者に送付する。事実又は法律問題に關し報告に記載されていける結論を含め、報告は、紛争の当事者を拘束するものではなく、また、紛争の友好的な解決を容易にするために当事者の検討に付される勧告としての性質以外のいかなる性質も有しない。

7 國際連合事務総長は、調停委員会に対しその必要とする援助及び便宜を与える。調停委員会の経費は、国際連合が負担する。

(署名欄は省略)

(審査報告書)

業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)付表一(職業病の一覧表)の改正の受諾について承認を求めるの件

業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)付表一(職業病の一覧表)の改正の受諾について承認を求めるの件

の場合と同様の方法によつて空席を補充する。

3 調停委員会は、その手続を決定する。調停委員会は、紛争の当事者の同意を得て、条約の当事国に対しその見解を口頭又は書面により調停委員会に提示するよう要請することができる。

4 調停委員会は、紛争の友好的な解決を容易にすると考えられる措置について紛争の当事者の注意を喚起することができる。

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月二十六日  
参議院議長 德永 正利殿

外務委員長 秦野 章

昭和五十六年五月二十二日  
衆議院議長 福田 一  
参議院議長 德永 正利殿

百二十一号)付表一(職業病の一覧表)の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

昭和五十六年五月二十二日  
衆議院議長 福田 一  
参議院議長 德永 正利殿

5 調停委員会は、紛争の当事者からの意見の聴取、紛争の当事者の主張及び異議の審理並びに紛争の当事者に対する提案を行う。

一、委員会の決定の理由

この改正は、業務災害の場合における給付に

付表一を次のように改める。

付表一 職業病の一覧表(十九百八十年改正)

関する条約(第百二十一号)の付表一(職業病の一覧表)に、産業技術の進歩及び医学上の知見の進展を踏まえ、新たな職業病を追加すること等を定めたものである。我が国がこの改正を受諾することは、我が国の業務災害補償制度の充実に資するとともに、労働問題の分野における国際協調を推進する見地から有意義であると思われるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

職業病	危険にさらされる作業(注)
1 組織硬化性の鉱物性粉じんによるじん肺(けい肺)炭けい肺、石綿肺)及びけい肺結核(けい肺が労働不能又は死亡の主たる原因である場合に限る。)	当該危険にさらされるすべての作業
2 超硬合金の粉じんによる気管支肺疾患(ビシリーチス)又は亞麻、大麻若しくはサイザル麻の粉じんによる気管支肺疾患	(右に同じ。)
3 織の粉じんによる気管支肺疾患(ビシリーチス)	(右に同じ。)
4 作業工程におけるその存在が不可避な物質のうち感作性物質又は刺激性物質として認められている物質による職業性ぜん息	(右に同じ。)
5 有機粉じんの吸入による外因性アレルギー性肺胞炎及びその続発症であつて、国内の法令で定めるもの	(右に同じ。)

6	ベリリウム又はその毒性化合物による疾 病	(右に同じ。)
7	カドミウム又はその毒性化合物による疾 病	(右に同じ。)
8	燐又是その毒性化合物による疾病	(右に同じ。)
9	クロム又はその毒性化合物による疾病	(右に同じ。)
10	マンガン又はその毒性化合物による疾病	(右に同じ。)
11	砒素又はその毒性化合物による疾病	(右に同じ。)
12	水銀又はその毒性化合物による疾病	(右に同じ。)
13	鉛又はその毒性化合物による疾病	(右に同じ。)
14	弗素又はその毒性化合物による疾病	(右に同じ。)
15	三硫化炭素による疾病	(右に同じ。)
16	脂肪族又は芳香族の炭化水素の毒性ハロ ゲン誘導体による疾病	(右に同じ。)
17	ベンゼン又はその毒性同族体による疾病	(右に同じ。)
18	ベンゼン又はその同族体の毒性ニトロ誘 導体及び毒性アミノ誘導体による疾病	(右に同じ。)
19	ニトログリセリンその他の硝酸エステル による疾病	(右に同じ。)
20	アルコール、グリコール又はケトンによ る疾病	(右に同じ。)
21	窒息性物質（一酸化炭素、シアン化水素 又はその毒性誘導体、硫化水素）による疾 病	(右に同じ。)
22	騒音による難聴	(右に同じ。)
23	振動による疾病（筋肉、腱、骨、関節、 末梢血管又は末梢神経の障害）	(右に同じ。)
24	高圧空気下における作業による疾病	(右に同じ。)
25	電離放射線による疾病	(右に同じ。)
26	物理的、化学的又は生物学的な因子で他 に掲げられていないものによる皮膚疾患	(右に同じ。)
27	タール、ピッチ、瀝青、鉱物油、アント ラゼン又はこれらの物質の化合物、製品若 しくは残滓による皮膚の原発性上皮がん	(右に同じ。)
28	石綿による肺がん又は中皮腫	(右に同じ。)
29	病原体による汚染の危険が特に存在する 業務においてかかつた感染症又は寄生虫症	(右に同じ。)

(b) (a) 保健又は試験研究に関する作業  
動物診療に関する作業

決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

○議長（徳永正利君） 日程第四 農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送

注 この付表の適用に当たり、適当な場合には、危険にさらされる程度及び態様を考慮するものとする。

○森野章君登壇 拍手

ついまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、国際電気通信衛星機構の特権及び免除に関する議定書は、インテルサットと呼ばれる国際電気通信衛星機構に関する協定に基づき、インテルサットの任務の能率的な遂行を確保するため、インテルサット、その職員、インテルサット加盟国の代表等が享受する特権及び免除について定めたものであります。

次に、条約法条約は、従来、主として国際慣習法として形成されてきた条約法、すなわち、国際間の条約の締結、効力発生、適用、解釈、無効、終了、運用停止等に関する規則を統一し、法典化したものであります。

最後に、業務災害の場合における給付に関する条約（第百二十一号）付表Iの改正は、産業技術の進歩及び医学上の知見の進展を踏まえ、職業病としてすでに掲げられている項目の一部を修正するとともに、カドミウムによる疾病、騒音による難聴等十四の職業病の項目を新たに追加するものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

去る二十六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

(c) 動物、動物の死体若しくは動物の死体のある商品を取り扱う作業

(d) 病原体による汚染の危険を特に伴うその他

以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（徳永正利君） これより採決をいたします。

まず、条約法に関するウイーン条約の締結について承認を求める件及び業務災害の場合における給付に関する条約（第百二十一号）付表I（職業病の一覧表）の改正の受諾について承認を求める件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

次に、国際電気通信衛星機構の特権及び免除に関する議定書の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。





一 前条第一項に規定する年金額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、給与の年額、旧法の平均標準給与の額、旧法の平均標準給与の年額に一・〇四二を乗じて得た額に五千三百円を加算して得た額(当該年金の

第二条の二十四 昭和五十五年三月三十一日以降  
前に第一条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金・減額退職年金・障害年金又は遺族年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ当該年金に係る平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定期額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、三十九年改正法附則又は四十一年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第二条の二十二第一項後段の規定を準用す。

9  
万二三百円」とあるのは「四十四万九千四百円」と、「三十六万六千八百円」とあるのは「三十七万四千五百円」と、「四十七万六千八百円」とあるのは「四十八万七千円」と、「三十五万七千六百円」とあるのは「三十六万五千三百円」と読み替えるものとする。

第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第五項の規定は第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条の二十三の次に次の一条を加える。  
(昭和五十六年度における新法の規定による)

該平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定期額又は新法の平均標準給与の年額が四百三十五万九千五百二十四円以上であるときは、その額に十八万八千四百円を加算して得た額)

の規定の例により算定した額に決定する。この場合において、同条第一項第一号中「二十九万円」とあるのは「四十九万二千円」と、同法第二十一条第一項及び第三項の規定がその場合における第一項第一号に規定する額を算定する場合において、同条第一項第一号中「二十九万円」とあるのは「みなしして」とあるのは「みなしして」とある。

二(昭和五十一年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意組合員については、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の(一)「と」と読み替えるものとする。  
昭和十五年一月一日以後同年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意組合員については、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の(一)「と」と読み替えるものとする。

又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金その給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に一〇四二を乗じて得た額に五千三百円を加算して得た額(当該平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額が四百三十五万九千五百二十四円以上であるときは、その額に十八

又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金 その給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額 旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に一〇四二を乗じて得た額に五千三百円を加算して得た額(当該平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額が四百三十五万九千五百二十四円以上であるときは、その額に十八万八千四百円を加算して得た額)

第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「合算又は」は「算出又は」と誤りにして

3  
あるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。  
第一条第二項の規定は、前二項の規定によ  
る年金額の改定の場合について準用する。  
第四条の八の次に次の一条を加える。

準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)を求めて、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十三第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十一)」と読み替えるものとする。

昭和五十四年十二月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十九万二千円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十四第一項」と、

の規定の例により算定した額に決定する。この場合において、同条第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十九万二千円」と、同項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の方法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に施行されていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額（その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に施行されていたとしたならば当該

九万二千円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第一条の二十四第一項」と読み替えるものとする。

九万二千円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十四第一項」と読み替えるものとする。

4 旧法第三十七条の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法第三十七条の三第六項又は五十四年改正法第二条の規定による改正後の法第三十七条の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

5 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十五年三月三十一日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、又は第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十六年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算

二(昭和五十一年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意組合員については、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の(一)「と」と読み替えるものとする。  
昭和十五年一月一日以後同年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意組合員については、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の(一)「と」と読み替えるものとする。

額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。第五条及び第六条中「第二条の二十三」を「第二条の二十四」に改める。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額
第一級	七二、〇〇〇円
第二級	七六、〇〇〇円
第三級	八〇、〇〇〇円
第四級	八五、〇〇〇円
第五級	九〇、〇〇〇円
第六級	九五、〇〇〇円
第七級	一〇〇、〇〇〇円
第八級	一〇五、〇〇〇円
第九級	一一〇、〇〇〇円
第十級	一二〇、〇〇〇円
第十一級	一三〇、〇〇〇円
第十二級	一四〇、〇〇〇円
第十三級	一五〇、〇〇〇円
第十四級	一六〇、〇〇〇円
第十五級	一七〇、〇〇〇円
第十六級	一八〇、〇〇〇円
第十七級	一九〇、〇〇〇円
第十八級	二〇〇、〇〇〇円
第十九級	二一〇、〇〇〇円
第二十級	二二〇、〇〇〇円
第二十一級	二三〇、〇〇〇円
第二十二級	二四〇、〇〇〇円
第二十三級	二五〇、〇〇〇円
第二十四級	二六〇、〇〇〇円
第二十五級	二七〇、〇〇〇円
第二十六級	二八〇、〇〇〇円
第二十七級	二九〇、〇〇〇円
第二十八級	三〇〇、〇〇〇円
第二十九級	三一〇、〇〇〇円
第三十級	三二〇、〇〇〇円
第三十一級	三三〇、〇〇〇円
第三十二級	三四〇、〇〇〇円
第三十三級	三五〇、〇〇〇円
第三十四級	三四五、〇〇〇円以上
第三十五級	三五六、〇〇〇円以上
第三十六級	三六五、〇〇〇円以上
第三十七級	三七五、〇〇〇円以上
第三十八級	三八五、〇〇〇円以上
第三十九級	三九五、〇〇〇円以上
第四十級	四〇五、〇〇〇円以上
第四十一級	四一五、〇〇〇円未満

第三十一級	三三一〇、〇〇〇円以上	三三一五、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円未満
第三十二級	三四〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円未満
第三十三級	三五〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円以上	三五五、〇〇〇円未満
第三十四級	三六〇、〇〇〇円	三五六、〇〇〇円以上	三六五、〇〇〇円未満
第三十五級	三七〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円未満	三七五、〇〇〇円未満
第三十六級	三八〇、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円未満	三八五、〇〇〇円未満
第三十七級	三九〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円未満	三九五、〇〇〇円未満
第三十八級	四〇〇、〇〇〇円	四〇五、〇〇〇円未満	四〇五、〇〇〇円未満
第三十九級	四一〇、〇〇〇円	四一五、〇〇〇円未満	四一五、〇〇〇円未満
第四十級	四二〇、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円以上

第二十四条第一項中「次に掲げる者」を「組合員又は組合員であつた者の配偶者(届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの」に改め、同項各号を削る。

第四十六条の五第一項第一号中「六万円」を「十二万円」に改め、同項第二号中「八万四千円」を「十一万円」に改め、同項第三号中「四万八千円」を「十二万円」に改め、同条に次の一項を加える。

3 遺族年金を受ける権利を有する妻である配偶者が第一項各号の一に該当する場合(同項ただし書に該当する場合を除く。)又は前項の規定により第一項第三号の規定に該当する者とみなされる場合(同項ただし書に該当する場合を除く。)において、その妻である配偶者が通算年金通則法第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(その全額の支給を停止している給付を除く。)の支給を受けることができるときは、その受け行わない。

第七十二条第二項を次のように改める。

2 農林水産大臣は、第六十二条第一項各号に規定による認可又は第六十九条第一項の規定による認可若しくは同条第三項の規定による承認をしようとする場合その他政令で定める場合には、あらかじめ、大臣と協議しなければならない。	農林水産大臣は、第六十二条第一項各号に規定による認可又は第六十九条第一項の規定による認可若しくは同条第三項の規定による承認をしようとする場合その他政令で定める場合には、あらかじめ、大臣と協議しなければならない。
附則第八条中「五十二万五千円」を「五十六万八百円」に改める。	附則第八条中「五十二万五千円」を「五十六万八百円」に改める。
第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。	第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。
附則第七条第六項中「第一条の十二第一項」を「第一条の十三第一項」に改める。	附則第七条第六項中「第一条の十二第一項」を「第一条の十三第一項」に改める。
附則第四条第十号中「四百九十二万円」を「五百四万円」に改める。	附則第四条第十号中「四百九十二万円」を「五百四万円」に改める。
附則第七条の二中「七十万円」を「七十四万九千円」に改める。	附則第七条の二中「七十万円」を「七十四万九千円」に改める。
附則第十五条第一項第一号中「七十万円」を「七十四万九千円」に改め、同項第二号中「五十五万五千円」を「五十六万一千八百円」に改め、同項第三号中「三十五万円」を「三十七万四千五百円」に改める。	附則第十五条第一項第一号中「七十万円」を「七十四万九千円」に改め、同項第二号中「五十五万五千円」を「五十六万一千八百円」に改め、同項第三号中「三十五万円」を「三十七万四千五百円」に改める。



本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、年金給付の改善、財政基盤の強化等を内容とする附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君) これより採決をいたしました。

〔賛成者起立〕

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

○議長(徳永正利君) 日程第六 自動車事故対策センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。公害及び交通安全対策特別委員長山崎昇君。

自動車事故対策センター法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月二十七日

対策特別委員長 山崎 昇

参議院議長 徳永 正利殿

官報(号外)

を必要とするものを収容して治療及び養護を行いう施設を設置し、運営することを追加しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

自法施行のため、別に費用を要しない。

自動車事故対策センター法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年五月十二日

参議院議長 徳永 正利殿

衆議院議長 福田 一

自動車事故対策センター法の一部を改正する法律案

自動車事故対策センター法の一部を改正する法律

自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六十五条号の一部を次のように改正する。

自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五条号)の一部を改正する。

第三十一条第一項中「行なう」を行ふに、「行ない」を行ふに改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 自動車事故による被害者が後遺障害が存するため治療及び常時の介護を必要とするものを収容して治療及び養護を行う施設を設置し、及び運営すること。

第三十一条第二項中「前項第八号」を前項第九号に、「行なう」を行ふに改める。

昭和五十六年五月二十七日

公害及び交通安全 対策特別委員長 山崎 昇

参議院議長 徳永 正利殿

重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第四十八条第一号中「又は第三十九条」を、「第三十九条又は第四十一条の二」に改め、同条第三号中「又は第四十三条」を、「第四十一条の二又は第四十三条」に改める。

第四十九条及び第五十条中「五万円」を「十万円」に改める。

第五十二条中「三万円」を「十万円」に改め、同条

第五号中「行なつた」を行つたに改める。

第五十二条中「一万円」を「五万円」に改める。

**附 則**  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第三中九の二の項の次に次のように加える。

第五号の二の項の次に次のように加える。

## 審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案  
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月二十八日

地方行政委員長 魚長 友義

参議院議長 德永 正利殿

参議院議長 魚長 友義

要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況にがんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十六年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、過年度借入金の償還方法の変更及び昭和五十六年度借入金の償還に係る臨時地方特例交付金の繰入れに伴い、昭和五十七年度から昭和七十年度までの各年度における総額を変更するほか、各種の制度改正等に伴つて増加する地方団体の財政需要に対処するため、普通交付税の算定に用いる単位費用等を改定し、あわせて地方公共団体の手数料についてその適正化を図る等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、昭和五十六年度交付税及び譲与税配付金特別会計において、昭和五十六年度国税三税収入見込額の百分の三十二に相当する額に、臨時地方特例交付金千三百六億円、同特別会計の資金運用部資金からの借入金千三百二十億円及び返還金二千二百九万四千円を加算した八兆三千四百六十一億四千二百九万四千円が、地方交付税交付金として歳出に計上されている。なお、昭和五十六年度分地方交付税交付金は、昭和五十五年度における未交付額三千七百四億七千七百二十四万円を加え総額八兆七千百六十六億千九百三十三万四千円となる。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年四月二十三日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 德永 正利殿

参議院議長 魚長 友義

地方交付税法等の一部を改正する法律案  
第一章 地方交付税法の一部改正

(地方交付税法の一部改正)  
第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同表道府県の項第十号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年度」に改め、同

附則第八条の二中「昭和五十五年度から昭和七十年度まで」を「昭和五十五年度及び昭和五十九年度から昭和六十七年度まで」に改め、同三条の表を次のように改める。

年 度	臨時地方特例交付 金の額
昭和五十五年度	三百九十億円
昭和五十九年度	三百二十億円
昭和六十年度	四百五十億円
昭和六十一年度	四百四十億円
昭和六十二年度	四百八十億円
昭和六十三年度	五百二十五億円
昭和六十四年度	五百七十億円
昭和六十五年度	六百二十五億円
昭和六十六年度	六百八十億円
昭和六十七年度	七百五十億円

附則第八条の三第二項第三号中「第六項まで」の下に「第八項若しくは第九項」を加え、同条に次の三項を加える。

年 度	臨時地方特例交付 金の額
昭和六十二年度	五億円
昭和六十三年度	十億円
昭和六十四年度	十億円
昭和六十五年度	十億円
昭和六十六年度	十億円
昭和六十七年度	十億円
昭和六十八年度	十五億円
昭和六十九年度	十五億円
昭和七十一年度	十五億円

附則第八条の三第二項第三号中「第六項まで」の下に「第八項若しくは第九項」を加え、同条に次の三項を加える。

7 昭和五十六年度における第一項の借入純増額のうち千百三十億円については、同項の規定にかかわらず、その十分の十に相当する額の臨時地方特例交付金を、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより、昭和六十二年度から昭和七十年度までの各年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるものとする。

【前十項に定めるものの外】を「前各項に定めるもののか】に改める。

8 昭和五十六年度における第一項の借入純増

加額のうち前項の規定の適用を受けるものに係る同項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、当該下欄に掲げる額とする。

年 度	臨時地方特例交付 金の額
昭和五十四年度	五十億円
昭和五十五年度	五十億円
昭和五十六年度	五十億円
昭和五十七年度	五十億円
昭和五十八年度	五十億円
昭和五十九年度	五十億円
昭和六十一年度	五十億円
昭和六十二年度	五十億円
昭和六十三年度	五十億円
昭和六十四年度	五十億円
昭和六十五年度	五十億円
昭和六十六年度	五十億円
昭和六十七年度	五十億円
昭和六十八年度	五十億円
昭和六十九年度	五十億円
昭和七十一年度	五十億円

別表を次のように改める。

昭和五十六年五月二十九日 参議院会議録第二十一号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

別表(第十二条関係) の地方團体種類		道府県	経費の種類	測定単位	単位 費用
	一 警察費		警察職員数	一人につき	五、八三四、〇〇〇円
	二 土木費	1 よう費 (1) 経常費 (2) 投資的	道路の面積	千平方メートルにつき	一九八、〇〇〇
	2 河川費	2 経常費 (1) 経常経 (2) 投資的	道路の延長	一キロメートルにつき	三、六五二、〇〇〇
	3 港湾費	3 経常費 (1) 経常経 (2) 投資的	河川の延長	一キロメートルにつき	六九、二〇〇
	4 その他の土木費	4 経常費 (1) 経常経 (2) 投資的	港湾(漁港を含む。)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	四九〇、〇〇〇
三 教育費	1 中学校費	人口	港湾(漁港を含む。)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	八、五三〇
4 特殊教育費	2 諸学校費	教職員数	人口	一メートルにつき	五八六
費 経常経	教職員数	生徒数	人口	一人につき	二、七八〇
教職員数	教職員数	教職員数	人口	一人につき	四、八〇〇、〇〇〇
教職員数	教職員数	教職員数	人口	一人につき	二、九一三、〇〇〇
教職員数	教職員数	教職員数	人口	一人につき	三三一、八〇〇
教職員数	教職員数	教職員数	人口	一人につき	二、七六五、〇〇〇

児童及び生徒の学級数		五 生活保護費	四 厚生労働費	三 教育費	二 社会福祉	一 費	六 公共行政費	五 産業経済費	四 農業行政費	三 労働費	二 経常費	一 経常費	六 其他費
一人につき		一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一学級につき		二、六一〇	三、八二〇	二、六一〇	二、四〇〇	二、六一〇	二、四〇〇						
一学級につき		五二一	五一	五二一	四三六	五二一	四三六						
一人につき		四九四、〇〇〇	四九四、〇〇〇	四九四、〇〇〇	四九四、〇〇〇	四九四、〇〇〇	四九四、〇〇〇	四九四、〇〇〇	四九四、〇〇〇	四九四、〇〇〇	四九四、〇〇〇	四九四、〇〇〇	四九四、〇〇〇
人口		人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
失業者数		農家数	耕地の面積	林野の面積	水産業者数	人口							
農家数		一戸につき	一ヘクタールにつき	一ヘクタールにつき	一人につき								
耕地の面積		五二、四〇〇	三六、三〇〇	二二、四〇〇	二、四〇〇								
林野の面積		三六、三〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇
水産業者数		一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇
人口		千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
道府県税の税額		四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
税額		一〇九、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇

3 都 市 計 画		3 都 市 計 画		4 都 市 計 画		4 都 市 計 画		5 都 市 計 画		5 都 市 計 画		6 都 市 計 画		6 都 市 計 画		7 都 市 計 画		7 都 市 計 画		
(2) 經費的 投資的	(1) 費	(2) 經費的 投資的																		
生徒数	教職員数	生徒数	学級數	人口	人口	人口	人口	人口	人口											
生徒数	教職員数	生徒数	学級數	人口集中地区人	人口集中地区人	人口集中地区人	人口集中地区人	人口集中地区人	人口集中地区人											
一人につき	一人につき																			
一人につき	一人につき	三一六	二八一	四八九	六五九	八、五三〇	八、五三〇													
四、九六五、〇〇〇	三一、三〇〇	三八六	〇〇〇	四、一五五、〇〇〇	六〇二、〇〇〇	二一、八〇〇	二二、八〇〇	三八六、〇〇〇	一三七、〇〇〇	四六四、〇〇〇	一〇〇	二三、一〇〇	六六七	三九四	一六八	三一六	二八一	四八九	八、五三〇	

昭和五十六年五月二十九日 参議院会議録第一二一號 地方交付税法等の一部を改正する法律案

## (古物営業法の一部改正)

第四条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)  
の一部を次のように改正する。

第十四条中「七十円」を「八千五百円」に改め  
る。

## (家畜商法の一部改正)

第五条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)  
の一部を次のようにより改正する。

第三条第一項中「千円をこえない」を「三千百円をこえない」に改める。

## (質屋営業法の一部改正)

第六条 質屋営業法(昭和二十五年法律第二百五十八号)  
の一部を次のように改正する。

第十一条中「一万円」を「一万一千円」に改め  
る。

## (漁船法の一部改正)

第七条 漁船法(昭和二十五年法律第二百五十八号)  
の一部を次のように改正する。

第十九条の表中「三千四百円」を「四千二百円」  
に、「千円」を「千二百円」に、「一百五十円」を  
「三百円」に、「千七百円」を「一千五百円」に、「百  
円」を「百三十円」に改める。

## (建築基準法の一部改正)

第八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一  
号)の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「三十万円」を「三十六万円」に  
改める。

## (狂犬病予防法の一部改正)

第九条 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百  
四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「二千円」を「二千五百円」に改  
める。  
(水洗炭業に関する法律の一部改正)  
第十条 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法  
律第二百三十四号)の一部を次のように改正す  
る。

第八条中「二万円」を「二万四千円」に、「一万  
円」を「一万三千円」に改める。

## (電気工事士法の一部改正)

第十二条 電気工事士法(昭和三十五年法律第百  
三十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の表中「四千円」を「四千九百円」に、  
「千八百円」を「二千二百円」に、「七百円」を「八  
百円」に改める。

## (宅地造成等規制法の一部改正)

第一百九十一号の一部を次のように改正する。

第十九条中「十五万円」を「十九万円」に改  
める。

## (都市計画法の一部改正)

第十三条 都市計画法(昭和四十三年法律第二百  
号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「三十万円」を「四十万円」に改  
める。

## 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただ  
し、第三条の規定は、公布の日から起算して一  
月を経過した日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の  
規定は、昭和五十六年度分の地方交付税から適  
用する。

3 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二  
十九年法律第二百三号)の一部を次のように改正  
する。

附則第八項中「昭和五十六年度から昭和五十  
八年までの各年度分にあつては同号に掲げる  
額をそれぞれ」を「昭和五十六年度分にあつては  
臨時地方特例交付金の額千三百六億円」に改  
め、「及び昭和六十二年度分」を削り、「それぞ  
れ加算した額」とし、昭和六十三年度から昭和六  
十八年度までの各年度分にあつては第三号から  
第五号まで」を「加算した額」とし、昭和六十二年  
度から昭和六十七年度までの各年度分にあつては  
は第二号から第七号まで」、「昭和六十九年度  
分にあつては第四号に掲げる額と第五号に掲げ  
る額との合算額」を「昭和六十八年度分にあつて  
は第三号から第七号までに掲げる額の合算額を  
加算した額」とし、昭和六十九年度分にあつては  
第四号から第七号までに掲げる額の合算額」に、  
「昭和七十年度分にあつては同号に掲げる額」を  
「昭和七十年度分にあつては第五号から第七号  
までに掲げる額の合算額を加算した額」と、昭  
和七十年度分にあつては第六号に掲げる額と  
第七号に掲げる額との合算額」に、「第五号まで  
の各年度分にあつては昭和五十六年度分等」と  
いう。昭和五十九年度から昭和七十年度まで  
の各年度分にあつては昭和五十六年度分等に応  
じて、昭和五十九年度から昭和七十年度まで  
改め、同項の表を次のように改める。

## 年 度

## 控除額

## 額

昭和五十九年度 二千五百八十億円

五千四百八十億円

昭和六十一年度 八千三百二十億円

八千三百三十億円

昭和六十二年度 七千三百二十億円

七千三百二十億円

昭和六十三年度 八千八百二十億円

八千八百七十一億円

昭和六十四年度 四百八十億円

四百四十億円

昭和六十五年度 五百二十五億円

五百七十億円

昭和六十六年度 六百二十五億円

六百八十億円

昭和六十七年度 七百五十億円

七百五十億円

の規定」を「第五号まで若しくは第七号の規定」  
に改め、同項第二号の表を次のように改める。

附則第八項に次の二号を加える。

## 年 度

## 付金の額

昭和六十二年度 三百九十億円

三百二十億円

昭和六十三年度 四百五十億円

四百六十億円

昭和六十四年度 四百四十億円

四百五十億円

昭和六十五年度 五百七十億円

五百七十億円

昭和六十六年度 六百五十億円

六百八十億円

昭和六十七年度 七百五十億円

七百五十億円

## 年 度

## 付金の額

昭和六十二年度 七十億円

七十億円

昭和六十三年度 八十億円

八十億円

昭和六十四年度 九十億円

九十億円

昭和六十五年度 百億円

一百億円

昭和六十六年度 百二十億円

一百二十億円

昭和六十七年度 百四十億円

一百四十億円

昭和六十八年度 百五十億円

一百五十億円

昭和六十九年度 百七十億円

一百七十億円

## 七

次の表の上欄に掲げる当該各年度分に応

する当該下欄に掲げる地方交付税法附則第

八条の三第九項に規定する臨時地方特例交  
付金の額

委員会におきましては、参考人より意見を聽取る等慎重な審査を行い、その間、自治権の拡充、財源不足額の算出の根拠、一般財源の強化、基準財政需要額の算定方法の改善、税負担の軽減等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで、日本社会党、公明党。

国民会議、民社党・国民連合共同提案による地方

交付税率の5%引き上げ等を内容とする修正案に

よって、本案は可決されました。

「賛成者起立」

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十二年度	五億円
昭和六十三年度	五億円
昭和六十四年度	五億円
昭和六十五年度	十億円
昭和六十六年度	十億円
昭和六十七年度	十億円
昭和六十八年度	十億円
昭和六十九年度	十五億円
昭和七十一年度	十五億円

## (号) 報外

〔亀長友義君登壇、拍手〕

○亀長友義君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、昭和五十六年度分の地方交付税総額の特別措置として、国的一般会計より千三百六十億円を交付税特別会計に繰り入れるとともに同会計において千三百二十億円の借り入れを行い、過年度分の借入金の償還方法を一部変更して千九百十億円を確保するよう措置するほか、借入金の償還額に対する国の負担措置、公共施設の整備等財政需要の増加に対応するための各種単位費用等の改正、関係法律の改正による地方公共団体の手数料の適正化等を図ることを主な内容とするものであります。

昭和五十六年度に交付される地方交付税総額は、前年度からの繰越分を含め八兆七千百六十六億円が予定されております。

ついて神谷委員より、それぞれ趣旨説明が行われました。両修正案に対し安孫子自治大臣から、政府としては賛成いたしかねるとの意見が述べられました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して小山委員、公明党・国民会議を代表して和泉委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民党連合を代表して伊藤委員より、それぞれの修正案に賛成、原案に反対の意見が、また、自由民主党・自由国民会議を代表して熊谷委員より、両修正案に反対、原案に賛成の意見が述べられました。

放送大学学園法案

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年五月二十八日

参議院議長 德永 正利殿 文教委員長 隆矢 敬義

附則第七条中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

附則第十六条から第十九条までの規定中「昭和五十五年」を「昭五十六年」に改める。

本法律案は、前年度からの繰越分を含め八兆七千百六十六億円が予定されております。

○議長(徳永正利君) これより採決をいたしまして、委員長の報告を求めます。文教委員長降伏いたします。

放送大学学園に対する出資、補助及び施設整備に必要な経費として昭和五十六年度一般会計予算に約三億五千二百万円が計上されている。なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

政府及び放送大学学園の関係者は、学園の設置する大学が広く国民に開かれた大学として充実発展し、わが国の高等教育の改善と、生涯学習の機会の拡充に役立つとともに、学問の自由・大学の自治と放送の公共性・公平性とが十分に確保されるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

一、学園の役員及び運営審議会委員の選任に当たっては、國・公・私立大学関係団体、放送関係団体等の意見を聴くなど適任者の確保に努めるここと。

二、学園が設置する大学の運営に関しては、評議会及び教授会の構成、運営等が、大学の自治の本旨にのつとり、適切に行われるよう配慮する

○議長(徳永正利君) これより採決をいたしまして、委員会の決定の理由

要領書

こと。なお、多数の非常勤教員の意見の吸収についても、適切な方途を講ずること。

三、学園が設置する大学については、  
 (1) 開かれた通信制大学となるため、國・公・私立大学等にも広く共同利用の途を開くとともに、これら関係者の協力が得られるよう必要な措置を講ずること。特に、私立大学通信教育との連携協力については、施設、設備、教材の利用はもとより、放送の利用についても、検討、配慮すること。

(2) 全国的に教育の機会均等が保障される大学となるよう、再度教育需要予測調査等を行ふこと。第一期計画外の地域においても、この大学を広く国民が利用できるよう公開講座の実施などに配慮すること。

(3) 教育課程の編成に当たっては、地域性を加味するなど、画一的な教育内容にならぬよう留意すること。

(4) 教員については、研究条件の整備、待遇等に配慮しつつ人事交流を円滑に行い、優れた人材の確保に努めること。

(5) 学生については、そのニーズの把握に努め、単位互換、編入転学、障害者の教育等を容易にするとともに、学習センターの拡充整備、育英資金の確保、週休二日制の一層の普及をはかるなど、学習条件の整備に努めるこ

## (6) 働く人々が、この大学を積極的に利用でき

るよう、教育課程の編成、放送時間、スケーリング等についてさらに検討するとともに、

授業料、放送受信設備費が過大にならぬよう配慮すること。

四、学園の放送教材製作部門に多数の優れた専門家を確保できるよう、処遇等について配慮すること。

五、放送大学の施設整備については、既存施設の活用をはかるなど投資効果が上がるよう配慮すること。

六、第一期計画完成の際など、一定の期間ごとに教育の効果及び大学教育全般との関係について見直しを行うこと。

七、この大学の名称については、大学の目的、性格等を考慮し、公募等の方策を講じて適切に決定すること。

第八章 財務及び会計(第二十五条～第三十五条)

第七章 監督等(第三十六条～第三十九条)

第六章 財務及び会計(第二十五条～第三十五条)

第五章 放送大学の組織等(第二十二条～第二十四条)

第四章 業務(第二十条)

第二章 役員及び職員(第八条～第十七条)

第一章 総則(第一条～第七条)

## 放送大学学園法

## 目次

第四条 学園の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、学園に追加して出資することができる。

3 学園は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府は、第二項の規定により学園に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

5 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 学園は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 学園でない者は、放送大学学園という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十一条及び第五十条の規定は、学園について準

放送大学学園法案  
昭和五十五年十一月十三日

衆議院議長 榎田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

(事務所)  
第一条 放送大学学園(以下「学園」という。)は、法人とする。

第三条 学園は、事務所を千葉県に置く。

用する。

### 第二章 役員及び職員

#### (役員)

第八条 学園に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 学園に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

第九条 理事長は、学園を代表し、その業務を総理する。  
(役員の職務及び権限)

2 理事(非常勤の理事を除く)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して学園の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して学園の業務を掌理する。  
4 監事は、学園の業務を監査する。  
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。  
(役員の任命等)

第十一条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。  
2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。  
3 学園が設置する大学の学長は、前項の規定にかかるらず、理事となる。ただし、学長が理事員を解任することができる。

長である場合は、この限りでない。

4 学長が理事長である間は、第八条第一項の理事の定数は、同項の規定にかかわらず、三人以内とする。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするとときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

4 運営審議会は、学園の業務の運営について審議する。

3 学園は、主務大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のはか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

**第五章 放送大学の組織等**

(学長、副学長及び教員の任免等)

第二十一条 学園が設置する大學（以下「放送大學」という。）は、学校教育法第五十八条に規定する学長、副学長、教授その他の職員を置く。

2 学長は、理事長の申出に基づいて、文部大臣が任命する。

3 副学長の定数は、二人以内とする。

4 副学長は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

5 教員（教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。）は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

6 第二項及び前項の申出は、評議会の議に基づいて行われなければならない。

7 第二項及び前項の規定は学長の免職について、第四項の規定は副学長の免職について、前二項の規定は教員の免職及び降任について準用する。

(人事の基準)

第二十二条 前条に定めるもののほか、学長、副学長及び教員の任免の基準、任期、停年その他人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて、学長が定める。

(評議会)

第二十三条 放送大学に、評議会を置く。

2 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長及び副学長

二 評議会が定めるところにより選出される教授 六人以上十二人以内

3 前項第二号の評議員は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

4 評議会は、学長の諮問に応じ、放送大学の運営に関する重要事項について審議し、及びこの法律の規定によりその権限に属させられた事項を行なう。

(他大学の教員等の参加)

第二十四条 放送大学においては、その教育及び研究の充実を図るため、他大学その他の教育研究機関と緊密に連携し、これらの機関の教員その他の職員の参加を求めるよう努めなければならぬ。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算元結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 学園は、第一項の規定により主務大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十九条 学園は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 学園は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(事業年度)

第二十五条 学園の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 学園は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これに変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 学園は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 学園は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算元結後二月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を付けて、決算元結後一月以内に、これを運営審議会に提出しなければならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(償還計画)

第二十九条 学園は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 学園は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(銀行への預金又は郵便貯金の取得)

第三十二条 学園は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他の文部大臣の指定する有価証券の取扱い

二 銀行への預金又は郵便貯金の取扱い

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十三条 学園は、主務省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

ければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 学園は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、学園の財務及び会計に関する必要な事項は、主務省令で定める。

(監督命令)

第三十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、学園に対して、その財務又は会計に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告書の提出)

第三十七条 文部大臣は、放送大学に対して、教育の調査、統計その他に必要な報告書の提出を求めることがある。

(報告及び検査)

官

第二十八条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、学園に対し、その財務若しくは会計の状況若しくは財務若しくは会計に関する帳簿、書類その他必要な物件を檢

査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に

これを持たなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪に認められたものと解してはならない。

い。

(補助金)

第三十九条 政府は、予算の範囲内において、学園に対して、第二十条に規定する業務に要する経費の一部を補助することができる。

第八章 雜則

(放送大学についての教育基本法の適用)

第四十条 放送大学は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)第九条第二項の適用について、國が設置する学校とみなす。

(解散)

第四十一条 学園の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第四十二条 この法律において主務大臣は、文部大臣及び郵政大臣とする。

(主務大臣との協議)

第四十三条 文部大臣は、次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした学園の役員は、十万円以下の罰金に処する。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

1 じめ、大蔵大臣に協議しなければならない。  
2 この法律により文部大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたときは、

3 設立委員は、出資金の払込みがあった日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければ

うとするとき。

二 第三十四条の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第二十条第三項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書、第三十一条又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。

七 第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

八 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

九 第二十九条 制則

10 第九章 制則

11 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

12 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

13 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

14 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

15 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

16 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

17 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

18 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

19 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

20 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

21 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

22 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

23 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

24 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

25 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

26 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

27 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

28 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

29 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

30 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

31 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

ならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名され

た理事長となるべき者は、前条第三項の規定に

よる事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、

政令で定めるところにより、設立の登記をしな

ければならない。

第五条 学園は、設立の登記をすることによつて

成立する。

(経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に放送大学学園と

いう名称を使用している者については、第六条

の規定は、この法律の施行後六月間は、適用し

ない。

第七条 学園の最初の事業年度は、第二十五条の

規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭

和五十六年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 学園の最初の事業年度の事業計画、予算

及び資金計画については、第二十六条中「当該

事業年度の開始前に」とあるのは、「学園の成立

後遅滞なく」とする。

第九条 放送大学の設置後最初の学長の任命及び

放送大学の設置後六个月内における教授の任命に

ついては、第二十一条第六項の規定は、適用し

ない。

2 放送大学の設置後六月間は、第二十三条第二

項及び第三項の規定にかかわらず、評議会は、

学長、副学長及び教授全員で組織する。放送大

学の設置後六月を経過した場合において、教授

の数が六人に満たないときも、同様とする。

(学校教育法の一部改正)

第十条 学校教育法の一部を次のように改正す

る。

第一条に次の二項を加える。

第一項の規定にかかるらず、放送大学学園

は、大学を設置することができる。

第五十四条の二に次の二項を加える。

大学には、通信による教育を行う学部を置

くことができる。

第六十四条中「又は私立の」を「若しくは私立

の大学又は放送大学学園の設置する」に改める。

第六十九条の二第四項中「及び第五十四条」を

「、第五十四条及び第五十四条の二第二項」に改

め、同条第六項中「行なう学科」を「行う学科又

は通信による教育を行う学科」に改める。

第七十六条中「第五十四条の二」を「第五十四

条の二第一項」に改める。

(放送法の一部改正)

第十二条 放送法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 日本放送協会(第七条—第五

十条)」を「第二章 日本放送協会(第七条—第五

十条)」に改める。

第十三条 放送法の一部を次のように改正する。

日本放送協会(第七条—第五十条)」を「第二章

日本放送協会(第七条—第五十条)」に改める。

第十四条 放送法の一部を次のように改正する。

日本放送協会(第七条—第五十条)」を「第二章

日本放送協会(第七条—第五十条)」に改める。

第二章の二 放送大学学園

(学園の放送等についての協会の規定の準用)

第十条の三第一項第十六号の三の次に次の二

号を加える。

第十六条の三第二項第二号中「第十六号」の下に

「及び第十六号の四」を加える。

第二章の二 放送大学学園に関すること。

第十二条の三第二項第二号中「第十六号」の下に

「及び第十六号の四」を加える。

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百

十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百

十六号)の一部を次のように改正する。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十八条中「協会」の下に「又は学園」を加

え、同条第二号中「第四十三条第一項」の下に

「(第五十条の二第一項において準用する場合を

含む。」を加える。

第五十九条中「協会」の下に「又は学園」を

「(第四十三条第一項)の下に「(第五十条の二第一

項において準用する場合を含む。」を加える。

第五十九条中「第五十三条」を「第五十条の二

第三項及び第五十三条」に改める。

第十二条 文部省設置法(一部改正)

第十二条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百

四十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 放送大学学園に関すること。

(郵政省設置法の一部改正)

第十三条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第一

百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第十六号の三の次に次の二

号を加える。

第十六条の三第二項第二号中「第十六号」の下に

「及び第十六号の四」を加える。

第十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第二十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第二十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第二十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第二十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第二十五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第二十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第二十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第二十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第二十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第三十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第三十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第三十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第三十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第三十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第三十五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第三十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第三十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第三十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第三十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

第四十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

放送大学学園	十五年法律第(昭和五号)
--------	--------------

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

放送大学学園	十五年法律第(昭和五号)
--------	--------------

(印紙税法の一部改正)

第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

放送大学学園	十五年法律第(昭和五号)
--------	--------------

〔降矢教義君登壇、拍手〕

○降矢教義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、本案の目的及び内容について申し上げます。

わが国経済の発展と科学技術の進歩に伴い、複数の問題が生じています。

雑、高度化する現代社会において、国民の大学教育及び生涯学習の機会に対する要請は一段と高まっています。本案は、このような状況にしたため、放送等により教育を行う大学を設置し、その大学における教育に必要な放送を行なう特種法人として放送大学学園を設立しようというものです。さらに、このことにより、大学教育のための放送の普及発達を図るとともに、高等教育の充実と改善に役立つことをねらいとしておられます。

法律案の具体的な内容としては、放送大学学園の組織運営、業務等について定めるとともに、学園が設立する大学について、評議会の設置、他の大学の教員等の参加などを組織運営について規定しております。

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

このほか、放送大学学園が大学を設置することができるなどと内容とする学校教育法の改正、また、いわゆる放送コードに関する放送法第四十四条三項の準用などを内容とする放送法の改正等、関係法律について所要の規定を整備しております。

文教委員会においては、さきの第九十二回国会において趣旨説明の聴取と質疑が行われ、引き続いで、今国会においては、四月十四日審査に入り、延べ十二回、約五一時間にわたってきわめて熱心な質疑が行なわれました。

この間、一回にわたり六名の参考人から意見を聞くとともに、札幌市及び広島市において地方公聴会を開会し、あわせて十二名の公述人から意見を聴取ったほか、NHK、テレビ朝日及び日本大衆通信教育部の視察、通信委員会との連合審査会の開会など、慎重かつ精力的な審査を行なっていました。

なお、去る五月十四日、日本社会党から、本案に対する対案として、放送大学を国立大学として設置し、その放送は日本放送協会が行うことなどを内容とする放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律案が提出され、以後、本法案と一括議題にされ、審査が行われました。

委員会における質疑については、本大学の意義と役割り、特殊法人方式採用の是非、学園の運営組織と國からの独立の必要性、評議会及び教授会の構成運営と大学自治の確保、非常勤教員、学生等の意見の反映、学問の自由と放送の公共性との関係、現行放送秩序への影響、画一的教育の排除、全国的教育機会を保障するための適切な施策の実施、国公私立大学との連携協力のあり方、円滑な人材交流等による人材の確保、教育・研究の質の確保と学習条件の整備、教育効果等の見直しの必要性及び本大学の名稱等、各般にわたる事項について掘り下げた質疑が行なわれました。

その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、昨日、質疑を終局したところ、日本共产党を代表して佐藤委員より、日本学術会議等の

推薦による役員の任命、理事会方式の採用、評議会の規定の削除、異見放送の保障などを内容とする修正案が、次いで自由民主党・自由国民会議を代表して大島委員より、学園の最初の事業年度の終了期日等を改める修正案が、それぞれ提出されました。

引き続き討論に入り、日本社会党を代表して勝又委員から、原案及び兩修正案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して仲川委員から、原案及び自由民主党・自由国民会議の修正案に賛成し、日本共産党の修正案に反対、日本共産党を代表して佐藤委員から、原案及び自由民主党・自由国民会議の修正案に反対し、日本共産党の修正案に賛成する旨の討論が、それぞれ行われました。

次いで採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党・自由国民会議提出の修正案及びその修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、よって本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、柏原委員より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して、学問の自由・大学の自治と放送の公共性・公平性を十分に確保するための二項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。
本案の委員長報告は修正議決報告でございま
す。
本案を委員長報告のとおり修正議決することに
賛成の諸君の起立を求めます。
[賛成者起立]
○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決さ
れました。
本日はこれにて散会いたします。
午前十時二十四分散会
出席者は左のとおり。

議員	鶴岡 洋君	中野 鉄造君	三木 忠雄君	峯山 昭範君
大川 清幸君	秋山 長造君	多田 省吾君	三治 重信君	塙田十一郎君
和泉 照雄君	渡部 通子君	中尾 辰義君	原 文兵衛君	柄谷 道一君
高木 健太郎君	馬場 富君	田淵 哲也君	木島 則夫君	細川 謙熙君
桑名 義治君	小西 博行君	安井 謙君	二宮 文造君	鈴木 一弘君
中村 錠一君	太田 淳夫君	江田 五月君	白木 義一郎君	栗林 卓司君
谷川 寛三君	藤原 啓典君	喜屋武 真榮君	新谷寅三郎君	志村 愛子君
原田 立君	井上 啓典君	井上 八水君	田安 幸男君	多田 韶君
柳澤 錄造君	井上 計君	岩上 二郎君	森田 重郎君	中尾 省吾君
井上 裕君	片山 正英君	三浦 八水君	青島 幸男君	田淵 哲也君
田代由紀男君	河本嘉久藏君	井上 雅也君	新谷寅三郎君	安井 謙君
中西 一郎君	稻嶺 一郎君	堀江 正夫君	喜屋武 真榮君	江田 五月君
桧垣徳太郎君	片山 正英君	内山 寛子君	田安 幸男君	多田 韶君

議員	鶴岡 洋君	中野 鉄造君	三木 忠雄君	峯山 昭範君
大川 清幸君	秋山 長造君	多田 省吾君	三治 重信君	塙田十一郎君
和泉 照雄君	渡部 通子君	中尾 辰義君	原 文兵衛君	柄谷 道一君
高木 健太郎君	馬場 富君	田淵 哲也君	木島 則夫君	細川 謙熙君
桑名 義治君	小西 博行君	安井 謙君	二宮 文造君	鈴木 一弘君
中村 錠一君	太田 淳夫君	江田 五月君	白木 義一郎君	栗林 卓司君
谷川 寛三君	藤原 啓典君	喜屋武 真榮君	新谷寅三郎君	志村 愛子君
原田 立君	井上 啓典君	井上 八水君	田安 幸男君	多田 韶君
柳澤 錄造君	井上 計君	岩上 二郎君	森田 重郎君	中尾 省吾君
井上 裕君	片山 正英君	三浦 八水君	青島 幸男君	田淵 哲也君
田代由紀男君	河本嘉久藏君	井上 雅也君	新谷寅三郎君	安井 謙君
中西 一郎君	稻嶺 一郎君	堀江 正夫君	喜屋武 真榮君	江田 五月君
桧垣徳太郎君	片山 正英君	内山 寛子君	田安 幸男君	多田 韶君

議員	鶴岡 洋君	中野 鉄造君	三木 忠雄君	峯山 昭範君
大川 清幸君	秋山 長造君	多田 省吾君	三治 重信君	塙田十一郎君
和泉 照雄君	渡部 通子君	中尾 辰義君	原 文兵衛君	柄谷 道一君
高木 健太郎君	馬場 富君	田淵 哲也君	木島 則夫君	細川 謙熙君
桑名 義治君	小西 博行君	安井 謙君	二宮 文造君	鈴木 一弘君
中村 錠一君	太田 淳夫君	江田 五月君	白木 義一郎君	栗林 卓司君
谷川 寛三君	藤原 啓典君	喜屋武 真榮君	新谷寅三郎君	志村 愛子君
原田 立君	井上 啓典君	井上 八水君	田安 幸男君	多田 韶君
柳澤 錄造君	井上 計君	岩上 二郎君	森田 重郎君	中尾 省吾君
井上 裕君	片山 正英君	三浦 八水君	青島 幸男君	田淵 哲也君
田代由紀男君	河本嘉久藏君	井上 雅也君	新谷寅三郎君	安井 謙君
中西 一郎君	稻嶺 一郎君	堀江 正夫君	喜屋武 真榮君	江田 五月君
桧垣徳太郎君	片山 正英君	内山 寛子君	田安 幸男君	多田 韶君

粕谷 照美君	片山 基市君	自治大臣 安孫子藤吉君	大蔵委員
山中 郁子君	寺田 熊雄君	宮之原貞光君	辞任 指定
和田 静夫君	山崎 昇君	竹田 四郎君	補欠
神谷信之助君	川村 清一君	立木 洋君	宮本 顯治君
田中寿美子君	小笠原貞子君	小山 一平君	去る二十四日議長は、さきに逝去された元衆議院議長山口喜久一郎君に対し次の弔詞を贈呈した。
青木 薦次君	戸叶 武君	瀬谷 英行君	さきに衆議院議長として多年憲政の発揚につとめられた正三位勳一等山口喜久一郎君の長逝に対し
小柳 勇君	対馬 孝且君	阿具根 登君	やうやしく弔詞をささげます。
藤田 進君	八百板 正君	本岡 昭次君	参議院を代表してつっしんで哀悼の意を表しう
上田耕一郎君	宮本 顯治君	村沢 牧君	められた國務大臣としての重責にあたられました
國務大臣	地方行政委員	農林水産委員	了の辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務大臣	辭任	辯任	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
文部大臣	補欠	補欠	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
農林水産大臣	佐藤 三吾君	広田 幸一君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
運輸大臣	辭任	佐藤 三吾君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
農業者年金基金法の一部を改正する法律案(第九十	安全保障特別委員会	地方行政委員会に付託	三回国会閣法第六号)
会に付託した。	理事 柳澤 鍛造君(柳澤鍛造君の補欠)	農林水産委員会に付託	自衛隊法の一部を改正する法律案(第九十三回
農業者年金基金法の一部を改正する法律案	銀行法案	農林水産委員会に付託	国会閣法第七号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案	農林水産委員会に付託	国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(第九十三回
農業者年金基金法の一部を改正する法律案	証券取引法の一部を改正する法律案	農林水産委員会に付託	国会閣法第七号)
同日議長は次の委員派遣承認要求を承認した。	銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	農林水産委員会に付託	同日議長は次の委員派遣承認要求を承認した。

## 委員派遣承認要求書

一、目的 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅

客定期航路事業等に関する特別措置法案（閣

法第六〇号）の審査に資する。

## 一、派遣委員

宮之原貞光

坂野 重信

堀内 俊夫

増田 盛

西ヶ久保重光

二宮 文造

原田 立

栗林 卓司

江田 五月

## 銀行法

一、派遣地 岡山県 香川県 徳島県 兵庫県  
一、期間 五月二十六日及び二十七日の二日間

## 一、費用 概算二六一、〇〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第八八

十条の二により承認を求めます。

昭和五十六年五月二十一日

建設委員長 宮之原貞光

参議院議長 德永 正利殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

沖縄電力株式会社の民営移行に関する質問主意書（喜屋武真榮君提出）

同日本院は、裁判官訴追委員予備員藤井裕久君の

旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び

辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した

法務委員	辞任	補欠
近藤 忠孝君	丸谷 金保君	宮本 顯治君
加瀬 完君		

君外四名発議（參第一四号）  
同内閣から予備審査のため次の議案が送付された。  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）（閣議第一号）  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（國鐵労働組合関係）（閣議第二号）  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（國鐵労働車労働組合関係）（閣議第三号）  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄道労働組合関係）（閣議第四号）  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全國鉄道労働組合連合会関係）（閣議第五号）

外務委員	辞任	補欠
中山 太郎君	高木 正明君	
（国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの）	（国会法第四十二條第三項の規定によるもの）	
大蔵委員		
宮本 顯治君	近藤 忠孝君	
丸谷 金保君	加瀬 完君	
議院運営委員		
辯任	補欠	
高木 正明君	藤田 正明君	

同日議員から次の議案が提出された。  
農業者年金基金法の一部を改正する法律  
銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
行法、信用金庫法等の一部を改正する法律  
証券取引法の一部を改正する法律  
中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀  
行法、信用金庫法等の一部を改正する法律  
社会労働委員  
組合関係（閣議第一号）  
組合関係（閣議第二号）  
車労働組合関係（閣議第三号）  
車労働組合関係（閣議第四号）  
設労働組合関係（閣議第五号）  
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定  
に基づき、国会の議決を求めるの件（全國鉄道  
労働組合連合会関係）（閣議第五号）

六九七	公職選挙法の一部を改正する法律案（金丸三郎 君外四名発議）（參第一四号） 同内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。 君外四名発議（參第一四号） 同日本院は、裁判官訴追委員予備員藤井裕久君の 旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び 辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した 近藤 忠孝君 宮本 顯治君 丸谷 金保君 宮本 顯治君 高木 正明君 藤田 正明君 辯任 補欠
同日議員から次の質問主意書が提出された。	同日議員から次の議案が提出された。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣 法第一〇号）可決報告書	公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定 に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵 政労働組合関係）（閣議第一一号）
国際電気通信衛星機構の特権及び免除に関する 議定書の締結について承認を求めるの件（閣 議第一四号）	公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定 に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業 労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤 作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業 員」）（閣議第一五号）
第一六号）議決報告書	公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定 に基づき、国会の議決を求めるの件（全印刷局 労働組合関係）（閣議第一六号）
条約法に関するウィーン条約の締結について承 認を求めるの件（閣案第一七号）議決報告書	公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定 に基づき、国会の議決を求めるの件（全造林業 労働組合関係）（閣議第一七号）
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員 共済組合からの年金の額の改定に関する法律等 の一部を改正する法律案（閣法第四八号）可決報 告書	公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定 に基づき、国会の議決を求めるの件（アルゴー ル専売労働組合関係）（閣議第一八号）
昨二十七日議長において、次のとおり専任委員 会の報告書が提出された。	公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定 に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労 働組合関係）（閣議第一〇号）
同日委員長から次の報告書が提出された。	公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定 に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労 働組合関係）（閣議第九号）
第一六号）議決報告書	公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定 に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労 働組合関係）（閣議第八号）
第一六号）議決報告書	公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定 に基づき、国会の議決を求めるの件（日本電信 電話労働組合関係）（閣議第七号）
第一六号）議決報告書	公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定 に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労 働組合関係）（閣議第六号）
第一六号）議決報告書	公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定 に基づき、国会の議決を求めるの件（全造林業 労働組合関係）（閣議第五号）
第一六号）議決報告書	公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定 に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労 働組合関係）（閣議第四号）

の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 内閣委員

辞任

補欠

中村 啓一君 錦島 直紹君  
安孫子藤吉君 吉田 実君  
藤田 正明君 高木 正明君

## 議院運営委員

辞任

補欠

をささげます

## 大蔵委員

辞任

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 内閣委員

辞任

補欠

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 地方行政委員

辞任

補欠

## 文教委員

辞任

補欠

公害及び交通安全対策特別委員  
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 商工委員

辞任

補欠

梶原 清君 川原新次郎君  
同日委員長から次の報告書が提出された。

自動車事故対策センター法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)可決報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

## 法務委員

辞任

補欠

## 運輸委員

辞任

補欠

沖縄電力株式会社の民営移行に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出)

## 外務委員

辞任

補欠

君に対し次の弔詞を贈呈した。

高木 正明君 中山 太郎君

山中 郁子君 宮本 顯治君

参議院は議員正五位勲三等浅野拡君の長逝に対

## 法務委員

辞任

補欠

山中 郁子君 近藤 忠義君

大蔵委員	辞任	市川 正一君	市川 正一君	九号)
	補欠	神谷信之助君	神谷信之助君	議院運営委員会に付託
大蔵委員	辞任	大川 清幸君	大川 清幸君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。
	補欠	矢追 秀彦君	矢追 秀彦君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。
文教委員	辞任	近藤 忠孝君	宮本 顯治君	全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(衆第三〇号)
	補欠	宮本 顯治君	宮本 顯治君	出入国管理令の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)
社会労働委員	辞任	廣田 幸一君	坂倉 藤吉君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
	補欠	坂倉 藤吉君	坂倉 藤吉君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
農林水産委員	辞任	内藤 健君	宮本 顯治君	同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
	補欠	宮本 顯治君	山中 郁子君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
決算委員	辞任	内藤 健君	山中 郁子君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
	補欠	梶木 又三君	梶木 又三君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
公害及び交通安全対策特別委員	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内藤 健君	内藤 健君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
商工委員	辞任	柄谷 道一君	柄谷 道一君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
	補欠	柄谷 道一君	柄谷 道一君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
エネルギー対策特別委員	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	川原新次郎君	川原新次郎君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
社会労働委員会に付託	社会労働委員会に付託	梶原 清君	梶原 清君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
裁判官彈劾法の一部を改正する法律案(衆第四四号)	社会労働委員会に付託	社会労働委員会に付託	社会労働委員会に付託	裁判官彈劾法の一部を改正する法律案(議院運
裁判官彈劾法の一部を改正する法律案(議院運	社会労働委員会に付託	社会労働委員会に付託	社会労働委員会に付託	裁判官彈劾法の一部を改正する法律案(議院運

管委員長提出)(衆第四九号)

議院運営委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法)

第二五号)可決報告書

放送大学学園法案(第九十三回国会閣法第四号)

修正議決報告書

昭和五十六年五月二十九日 参議院会議録第二十一号

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

(定価  
二二〇円部)  
発行所  
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京一六三三四四  
代